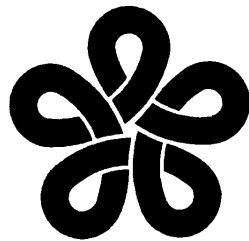


令和 3 年度
業 務 年 報



令和 4 年 1 月

福岡県筑紫保健福祉環境事務所

目 次

I	筑紫保健福祉環境事務所の概況	・ ・ ・ ・ ・ 1
1	管内の概況	
2	組織及び各課（係）業務分掌	
3	配置職員数	
4	筑紫保健福祉環境事務所の沿革	
II	業務の概要	
	総務企画課	・ ・ ・ ・ ・ 7
	総務係	・ ・ ・ ・ ・ 8
	企画指導係	・ ・ ・ ・ ・ 8
1	保健統計調査業務	
2	医務	
3	薬務	
4	企画調整	
	健康増進課	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
	健康増進係	・ ・ ・ ・ ・ 2 6
1	健康増進対策	
2	歯科保健	
3	母子保健	
4	難病対策	
5	原子爆弾被爆者援護事業	
6	肝炎インターフェロン治療費等助成制度	
7	在宅医療推進事業	
	精神保健係	・ ・ ・ ・ ・ 4 5
1	精神保健医療福祉	
2	精神障がい者社会復帰促進事業	
3	精神障がい者地域定着推進事業	
4	精神障がい者訪問指導体制強化事業	
5	精神障がいのある人の退院後支援	
6	自殺対策事業	
7	アルコール依存症対策事業	
8	普及啓発活動	
9	精神障がい者等援助事業	

保健衛生課	・ ・ ・ ・ ・ 5 5
食品衛生係	・ ・ ・ ・ ・ 5 6
1 食品衛生	
生活衛生係	・ ・ ・ ・ ・ 6 0
1 動物管理	
2 環境衛生	
感染症係	・ ・ ・ ・ ・ 6 5
1 結核対策	
2 感染症	
社会福祉課	・ ・ ・ ・ ・ 7 7
1 婦人及び母子父子寡婦福祉	
2 介護保険事業	
3 指定障害福祉サービス事業者等の指定等	
4 児童福祉	
5 高齢者福祉	
6 障がい者福祉	
7 社会福祉法人	
検査課	・ ・ ・ ・ ・ 8 3
1 試験検査の概要	
2 感染症及び特定感染症	
3 食品検査	
4 環境検査	
地域環境課	・ ・ ・ ・ ・ 8 7
1 自然公園	
2 温泉	
3 浄化槽整備	
4 鳥獣保護	
5 啓発事業	
環境指導課	・ ・ ・ ・ ・ 9 1
1 大気汚染	
2 水質汚濁	
3 公害	
4 廃棄物	

I 筑紫保健福祉環境事務所の概況

1 管内の概況

当保健福祉環境事務所の管轄区域は、保健福祉部門は福岡都市圏に属する筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市の5市であり、環境部門は糸島市を含む6市となっている（鳥獣保護に関する業務については福岡市を含む）。

東に宝満山系、西に背振山系を眺望し、太宰府天満宮や都府楼跡をはじめ多くの史跡と緑に囲まれた盆地に位置している。

管内（5市）の面積は約233km²で、人口は438,563人（令和2年9月1日現在）となっている。

福岡都市圏のベッドタウンとして昭和40年頃から人口が著しく増加してきた。高齢化率は21.7%（平成28年4月1日現在）と県（25.7%）、全国（26.6% 平成27年国勢調査）、と比較すると低くなっている。

産業別の就労人口（平成27年国勢調査）は、第一次産業が1,603人（0.9%）、第二次産業が35,049人（18.7%）、第三次産業が150,944人（80.4%）と、第三次産業の割合が最も多くなっている。

また、管内（5市）には大学・短大7校、高校11校、小・中学校73校と学校数が多く文教地区となっている。

交通は、九州自動車道、福岡都市高速道路、国道3号、県道31号等の道路網が整備されており、また、JR鹿児島本線及び西鉄天神大牟田線の鉄道が通っており、交通の便に恵まれている。



2 組織及び各課（係）業務分掌

総務企画課	総務係	○庶務及び財務会計事務 ○生活保護医療・介護事務（※） （※那珂川市発足以前に発生したものに限る。）
	企画指導係	○医務事務 ○薬事関係業務 ○衛生統計事務 ○各種協議会の運営 ○企画調整、総合相談窓口、人材育成
健康増進課	健康増進係	○栄養改善業務 ○成人・老人保健業務 ○母子保健業務 ○難病業務 ○原爆被爆者関係業務 ○肝炎対策業務
	精神保健係	○精神保健福祉業務
保健衛生課	食品衛生係	○食品衛生業務
	生活衛生係	○狂犬病予防業務 ○動物愛護業務 ○環境衛生営業業務
	感染症係	○結核業務 ○感染症業務 ○特定感染症業務
社会福祉課		○身体・知的障害者福祉業務 ○障害者総合支援法業務 ○婦人相談及び母子父子（寡婦）福祉業務 ○児童福祉業務 ○介護保険業務 ○高齢者福祉業務
検査課		○感染症検査業務 ○食品検査業務 ○環境検査業務
地域環境課		○鳥獣保護業務 ○地球温暖化対策、自然共生、3R推進関係業務 ○浄化槽、自然公園、温泉業務
環境指導課		○公害（土壌、水質、大気）関係業務 ○産業廃棄物関係業務

令和3年4月1日現在

3 配置職員数

職種別	計	所 長	保健監	副所長 環境長	総務 企画課	健康 増進課	保健 衛生課	社会 福祉課	検 査 課	地域 環境課	環境 指導課
一般事務	26			1	9	3	1	10	1		1
化 学	7			1						1	5
医 師	2	1				1					
保健師	19				1	11	7				
助産師	1					1					
獣医師	7						5		1	1	
薬剤師	13				2		8		1	1	1
管理 栄養士	2					2					
臨床検査 技師	5								4	1	
診療 放射線 技師	3				2		1				
自動車 運転士	1				1						
動物愛護 管理技術 員	2						2				
理 学 療法士	1									1	
看護師	0										
計	89	1	0	2	15	18	24	10	7	5	7

(令和3年4月1日現在)

4 筑紫保健福祉環境事務所の沿革

保健所		福祉事務所	
昭和18年7月	二日市保健所を設置 (筑紫郡二日市宮町)		
昭和23年7月	移転(筑紫郡二日市町二日市)		
昭和26年4月	筑紫保健所に名称変更	昭和26年10月	地方事務所(16ヶ所)に民生課設置 (生活保護業務が町村から県へ移管)
昭和26年9月	新築移転(二日市町立明寺)	昭和30年11月	16の地方事務所を廃止し、11福祉事務所を設置。 福岡福祉事務所を設置 (福岡市薬院大通り)
		昭和32年1月	総務課、福祉1課、福祉2課の3課体制
		昭和47年4月	総務課、福祉課の2課体制
昭和58年4月	筑紫総合庁舎に移転 (大野城市白木原)	昭和58年2月	福岡東総合庁舎に移転 (福岡市博多区)
昭和60年4月	食肉衛生検査所開設に伴い 食肉衛生検査課が分離		
昭和62年11月	検査課設置	昭和61年4月	総務課に総務係と社会係を設置
		平成5年4月	総務課社会係を地域福祉係に改称、福祉課を保護課と改称
		平成6年4月	地域福祉係を地域福祉課とし、総務課・地域福祉課・保護課の3課体制
平成9年4月	保健所の統合(21保健所を13保健所と3支所に統合再編) 総務企画課(総務係、企画指導係)、衛生課(食品衛生係、生活衛生係)、保健課(健康増進係、感染症係、精神保健福祉係)、環境課、検査課に改組		
平成10年4月	民生部と保健環境部が統合再編され、保健福祉部となる。		
平成14年9月	筑紫保健所と福岡福祉事務所が統合し、筑紫保健福祉環境事務所が発足。 (福岡福祉事務所は筑紫保健福祉環境事務所と糸島保健福祉環境事務所に分割。) 総務企画課(総務係、企画指導係、保護係)、保健福祉課(高齢者・児童家庭係、障害者福祉係)、健康対策課(健康増進係、感染症係)、衛生課(食品衛生係、生活衛生係)、検査課、環境課に改組。		
平成15年4月	総務企画課保護係が保護課となる。		
平成20年4月	本庁再編成により、所の所管は保健医療介護部となる。 各事業の所管については、新社会推進部・保健医療介護部・福祉労働部・環境部となる。		
平成21年10月	出先機関再編成に伴い、環境部門が集約され前原市、糸島郡(現糸島市)が管轄区域に加わる。また、福岡農林事務所から鳥獣保護及び狩猟業務が移管される。		
	総務企画課(総務係、企画指導係)、健康増進課(健康増進係、精神保健係)、保健衛生課(食品衛生係、生活衛生係、感染症係)、社会福祉課、保護課、検査課、地域環境課、環境指導課に改組。		
平成24年4月	環境部門の狩猟業務が福岡農林事務所へ移管。		
平成30年10月	那珂川市の発足に伴い生活保護業務が同市へ移管され、保護課を廃止。		

Ⅱ 業務の概要

総務企画課

総務係

- 1 庶務及び財務会計事務
- 2 生活保護法による医療券・介護券の発行事務、診療報酬明細書の検討、統計等の事務及び保護金品の支出事務（ただし、平成30年10月1日に那珂川市が発足したことに伴い、それ以前に発生した関係事務に限る）

企画指導係

1 保健統計調査業務

調査名	調査時期	概 要
人口動態調査	毎 月	人口動態事象（出生、死亡、死産、婚姻、離婚）を把握。
医療施設動態調査	毎 月	医療施設の診療機能の把握。
病院報告（患者票）	毎 月	病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況の把握。
病院報告（従事者票）	毎 年	病院の従事者状況の把握。
衛生行政報告例	毎 年	衛生行政の実態を数量的に把握。
地域保健・健康増進事業報告	毎 年	地域住民への保健施策の実施状況の把握。
国民生活基礎調査	毎 年	国民の保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項の把握。
社会保障・人口問題基礎調査	毎 年	人口・経済・社会保障の間の関連を把握。
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年に1回	医師・歯科医師・薬剤師の全数について、従事場所等の分布の把握。
保健師、助産師、看護師、 准看護師業務従事者届	2年に1回	業務に従事している保健師、助産師、看護師、准看護師の従事場所等の分布の把握。
歯科衛生士・歯科技工士 業務従事者届	2年に1回	業務に従事している歯科衛生士・歯科技工士の従事場所等の分布の把握。
医療施設静態調査	3年に1回	医療施設の分布及び整備の実態を把握。
患者調査	3年に1回	医療施設を利用する患者の疾病構造等を地域別に把握。
受療行動調査	3年に1回	医療施設を利用する患者の受療の状況や受けた医療に対する満足度等を把握。

上記調査は、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料となる。

【資料編】

※以下(1)～(6)及び(8)～(16)の出典：令和2年福岡県の人口と世帯年報（令和2年10月1日現在）

(1) 人口及び世帯

区 分	人 口	世帯数	1世帯当 たり人員	人口密度 (人/ k m ²)	面 積 k m ²
福 岡 県	5,138,891	2,316,011	2.22	1030.6	4,986.51
筑 紫 管 内	440,071	180,932	2.43	1886.1	233.32
筑 紫 野 市	103,374	41,840	2.47	1178.3	87.73
春 日 市	111,097	46,379	2.40	7851.3	14.15
大 野 城 市	102,172	42,702	2.39	3799.6	26.89
太 宰 府 市	73,286	31,001	2.36	2475.9	29.60
那 珂 川 市	50,142	19,010	2.64	669.0	74.95

(2) 管内の年齢3区分別人口と指標の推移

区分 年次	人 口				年齢3区分割合 (%)		
	総 数	年少人口	生産年齢 人口	老年人口	年少 人口	生産年 齢 人口	老年 人口
		0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	0～14 歳	15～64 歳	65 歳 以上
昭和 55 年	262,730	68,762	177,042	16,926	26.2	67.4	6.4
昭和 60 年	296,788	72,503	202,317	21,968	24.4	68.2	7.4
平成 2 年	332,114	69,885	232,926	29,303	21.0	70.1	8.8
平成 7 年	371,348	69,265	263,550	38,533	18.7	71.0	10.4
平成 12 年	398,051	67,748	280,344	49,959	17.0	70.4	12.6
平成 17 年	410,191	66,751	281,843	61,597	16.3	68.7	15.0
平成 22 年	423,312	67,310	278,358	75,129	15.9	65.8	17.7
平成 25 年	428,981	68,130	274,852	85,161	15.9	64.1	19.9
平成 26 年	430,789	67,918	272,269	89,783	15.8	63.0	21.0
平成 27 年	433,521	67,409	269,902	93,591	15.5	62.3	21.6
平成 28 年	434,898	67,151	268,116	97,026	15.4	61.7	22.3
平成 29 年	436,116	66,887	266,763	99,872	15.3	61.2	22.9
平成 30 年	436,618	66,546	265,117	102,370	15.2	60.7	23.4
令和 元年	437,301	66,210	264,230	104,287	15.2	60.4	23.8
令和 2 年	435,603	65,896	261,025	106,104	15.1	59.9	24.3

(3) 出生数

(平成29年)

区 分	全 国	福岡県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
男	484,449	22,138	2,073	514	468	536	306	249
女	461,616	21,300	1,994	440	477	523	313	241
計	946,065	43,438	4,067	954	945	1,059	619	490

(4) 出生率の年次推移 (人口千対)

*千体：人口1,000人あたり

区 分	全 国	福岡県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
昭和 55 年	13.6	14.1	17.0	16.0	17.5	20.0	13.5	17.5
昭和 60 年	11.9	12.5	14.2	12.8	15.9	16.3	10.6	15.3
平成 2 年	11.9	12.5	14.2	12.8	15.9	16.3	10.6	15.3
平成 7 年	9.6	9.6	11.9	10.1	12.8	13.2	8.8	15.3
平成 12 年	9.5	9.5	11.8	10.7	12.9	12.5	9.5	13.8
平成 17 年	8.4	8.7	10.5	9.0	10.8	11.5	9.4	12.2
平成 22 年	8.5	9.3	10.7	10.6	9.5	11.3	10.6	12.9
平成 27 年	8.0	9.1	10.0	8.8	9.2	11.6	10.0	10.6
平成 28 年	7.8	8.7	9.7	9.5	9.0	10.8	9.6	9.8
平成 29 年	7.6	8.6	9.4	9.4	8.6	10.6	8.6	9.8

(5) 死亡数

(平成29年)

区 分	全 国	福岡県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
男	690,683	26,332	1,763	410	457	389	323	184
女	649,714	26,198	1,688	414	374	372	336	192
計	1,340,397	52,530	3,451	824	831	761	659	376

(6) 死亡率の年次推移 (人口千対)

区 分	全 国	福岡県	管 内	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川町
昭和 55 年	6.2	6.5	4.5	5.1	4.0	4.0	5.4	4.0
昭和 60 年	6.3	6.6	4.6	5.6	4.0	3.8	5.0	4.6
平成 2 年	6.7	7.0	4.6	5.9	3.9	4.2	4.8	4.7
平成 7 年	7.4	7.6	5.2	5.6	4.3	4.9	6.5	5.0
平成 12 年	7.7	7.7	5.2	5.8	4.7	4.7	6.6	4.3
平成 17 年	8.6	8.5	6.1	6.5	5.6	5.6	7.2	5.6
平成 22 年	9.5	9.3	6.6	7.1	6.2	6.4	7.4	6.2
平成 27 年	10.3	10.1	7.6	8.5	6.7	6.7	8.6	7.8
平成 28 年	10.5	10.1	7.6	8.1	6.9	7.2	8.9	7.1
平成 29 年	10.8	10.4	8.0	8.1	7.5	7.6	9.2	7.5

(7) 死因分類 (大項目)

平成30年の死因順位(第10位まで)別死亡数と死亡率(人口10万対)

死 因	全 国		福 岡 県		管 内		筑紫野市		春日市		大野城市		太宰府市		那珂川市	
	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
全死因	1,340,397	1,079.1	53,309	1,056.0	3,399	783.2	855	838.7	801	725.1	689	689.7	676	941.4	378	757.6
悪性新生物(腫瘍)	373,334	300.5	15,474	306.5	1,082	249.3	257	252.1	262	237.2	229	229.2	210	292.5	124	248.5
心疾患	204,837	164.9	6,414	127.1	426	98.2	89	87.3	111	100.5	99	99.1	77	107.2	50	100.2
脳血管疾患	109,880	88.5	3,930	77.9	220	50.7	58	56.9	50	45.3	38	38.0	42	58.5	32	64.1
老衰	101,396	81.6	2,921	57.9	168	38.7	45	44.1	57	51.6	24	24.0	33	46.0	9	18.0
肺炎	96,841	78.0	3,987	79.0	256	59.0	81	79.5	55	49.8	47	47.0	51	71.0	22	44.1
不慮の事故	40,329	32.5	1,798	35.6	94	21.7	21	20.6	21	19.0	21	21.0	19	26.5	12	24.1
誤嚥性肺炎	35,788	28.8	1,932	38.3	139	32.0	44	43.2	30	27.2	24	24.0	24	33.4	17	34.1
腎不全	25,134	20.2	1,040	20.6	76	17.5	19	18.6	18	16.3	18	18.0	17	23.7	4	8.0
自殺	20,465	16.5	805	15.9	63	14.5	20	19.6	18	16.3	10	10.0	9	12.5	6	12.0
血管性等の認知症	19,546	15.7	803	15.9	38	8.8	9	8.8	3	2.7	8	8.0	9	12.5	9	18.0

注1) 各死亡率の算出には、平成30年10月1日現在の日本人人口を用いた。(平成30年版保健統計年報(福岡県保健医療介護部))

全国日本人人口 124,218,000人、福岡県日本人人口 5,047,993人及び管内日本人人口 434,010人

注2) 「心疾患」は「心疾患(高血圧性を除く)」、「血管性等の認知症」は「血管性及び詳細不明の認知症」である。

(8) 乳児死亡数

生後1年未満の死亡を乳児死亡という。乳児の生存は、母体の健康状態、養育条件等の影響を強く受けるので、地域及び社会全体の水準や生活水準を反映する指標のひとつとなっている。

(平成29年)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町
男	929	55	4	1	1	2	0	0
女	832	23	4	2	1	1	0	0
計	1,761	78	8	3	2	3	0	0

(9) 乳児死亡率の年次推移(出生千対)

*乳児死亡率＝乳児死亡数／出生数

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町
昭和55年	5.5	5.5	5.0	0.0	3.3	5.3	6.6	14.9
昭和60年	4.6	4.6	3.0	4.4	2.5	4.9	0.0	2.0
平成2年	4.6	4.6	3.0	4.4	2.5	4.9	0.0	2.0
平成7年	4.3	4.9	6.2	6.1	1.6	8.3	12.4	6.2
平成12年	3.2	3.4	3.4	2.0	3.0	3.6	3.2	6.4
平成17年	2.8	2.5	1.9	1.1	2.6	2.8	0.0	1.6
平成22年	2.3	2.2	0.9	0.0	0.0	1.9	0.0	3.1
平成27年	2.1	2.2	1.2	0.0	1.0	2.6	0.0	1.9
平成28年	2.0	2.0	2.4	2.1	1.0	2.8	2.9	4.1
平成29年	1.9	1.8	2.0	3.1	2.1	2.8	0.0	0.0

(10) 死産数

人口動態でいう死産は、妊娠満12週(第4月)以後の死児の出産であり、自然死産と人工死産に分けられる。

(平成29年)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町
自然	9,738	470	28	1	9	6	1	11
人工	10,620	603	47	6	15	11	8	7
計	20,358	1,073	75	7	24	17	9	18

母の住所による分類

(11) 死産率の年次推移(出産千対)

*死産率＝死産数／出産数、出産数＝出生数＋死産数

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町
昭和55年	46.8	55.1	37.4	43.3	31.9	37.5	39.7	35.6
昭和60年	46.0	57.5	55.0	54.0	53.8	49.8	77.0	42.7
平成2年	42.3	52.9	43.4	46.1	37.8	45.7	46.1	45.4
平成7年	32.1	39.7	34.3	31.8	31.5	35.4	43.8	32.9
平成12年	31.2	37.8	30.5	28.4	23.9	24.5	44.8	44.3
平成17年	29.1	35.6	26.3	33.1	24.7	23.0	26.2	25.6
平成22年	24.2	28.3	24.1	21.4	25.1	20.2	23.8	33.4
平成27年	22.0	25.1	21.1	14.5	26.3	22.2	15.2	27.7
平成28年	21.0	22.6	18.4	14.4	17.8	21.0	12.9	29.5
平成29年	21.1	24.1	18.1	7.3	24.8	15.8	14.3	35.4

(12) 周産期死亡数

人口動態でいう周産期死亡は、妊娠22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたものをいう。
(平成29年)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町
妊娠22週以後の死産	2,683	134	13	0	3	4	1	5
生後1週未満の死亡	625	29	1	1	0	0	0	0
計	3,308	163	14	1	3	4	1	5

(13) 周産期死亡率の年次推移 (出産千対)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町
昭和55年	11.7	10.7	9.6	5.4	7.8	14.0	7.4	13.8
昭和60年	8.0	7.5	7.4	2.5	8.4	8.9	8.2	8.5
平成2年	5.7	6.1	2.8	4.4	2.5	3.9	1.9	0.0
平成7年	7.0	6.3	6.8	4.8	4.0	7.3	15.8	6.2
平成12年	5.8	5.3	4.0	2.0	5.2	0.9	6.4	8.0
平成17年	4.8	4.8	3.3	2.3	3.5	4.7	7.9	1.8
平成22年	4.2	4.3	3.1	4.7	2.0	3.7	1.4	3.1
平成27年	3.7	3.9	2.3	1.1	3.0	2.6	1.4	3.8
平成28年	3.6	3.4	2.8	2.1	3.0	4.7	1.5	2.0
平成29年	3.5	3.7	3.4	1.0	3.2	3.8	1.6	10.1

期死亡率＝周産期（妊娠満22週から出生後満7日未満）死亡数／（出生数＋妊娠22週以後の死産数）

(14) 婚姻・離婚

(平成29年)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町
婚姻件数	606,866	25,887	2,104	530	480	550	306	238
離婚件数	212,262	9,606	800	162	219	184	128	107

婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による分類

(15) 婚姻率の年次推移 (人口千対)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町
昭和55年	6.7	7.0	7.5	6.9	8.6	9.0	4.9	7.6
昭和60年	6.1	6.2	6.6	5.8	7.7	7.1	5.2	7.1
平成2年	5.7	5.7	6.4	4.8	7.4	8.2	4.0	7.3
平成7年	6.4	6.2	7.4	5.8	8.0	8.6	5.6	9.4
平成12年	6.4	6.1	7.0	6.1	7.5	7.8	6.0	7.6
平成17年	5.7	5.7	6.1	5.3	6.3	7.0	5.6	6.4
平成22年	5.5	5.8	5.8	5.4	5.5	6.4	5.7	6.0
平成27年	5.1	5.1	5.3	5.0	5.7	5.9	4.9	4.6
平成28年	5.0	5.3	4.7	4.5	4.6	5.1	4.9	4.4
平成29年	4.9	5.1	4.9	5.2	4.3	5.5	4.3	4.8

(16) 離婚率の年次推移 (人口千対)

区 分	全 国	福 岡 県	管 内	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川町
昭和55年	1.2	1.6	1.6	1.5	1.5	1.9	1.3	1.7
昭和60年	1.4	1.9	1.9	1.6	2.3	2.1	1.7	1.4
平成2年	1.3	1.6	1.6	1.3	2.2	1.6	1.3	1.5
平成7年	1.6	1.9	1.8	1.4	2.2	1.8	1.5	2.1
平成12年	2.1	2.4	2.4	1.8	2.4	2.5	2.2	3.2
平成17年	2.1	2.3	2.4	2.2	2.6	2.3	1.8	3.1
平成22年	2.0	2.2	2.1	1.8	2.3	2.1	1.7	2.6
平成27年	1.8	2.0	2.0	1.7	2.0	2.1	2.0	2.2
平成28年	1.7	1.9	1.7	1.7	1.9	1.8	1.4	1.8
平成29年	1.7	1.9	1.8	1.6	2.0	1.8	1.8	2.1

2 医務

(1) 医療従事者

平成30年に実施した医師・歯科医師・薬剤師の調査及び看護師等の従事調査による。

(保健統計年報 平成30年版 令和3年1月)

ア 医師数

平成28年調査より1人減の863人となっている。

(単位：人、%)

区 分		筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市	地 区 計	率	福 岡 県	率
医療施設従事者数		310	291	122	76	41	840	97.3	15,454	94.8
内 訳	病院開設者	6	5	7	3	1	22	2.5	321	2.0
	診療所開設者	65	72	55	34	25	251	29.1	3,416	20.9
	病院勤務者	82	186	47	27	7	349	40.4	7,258	44.5
	診療所勤務者	15	28	13	12	8	76	8.8	1,426	8.7
	医育機関の病院勤務者	142	0	0	0	0	142	16.5	3,033	18.6
介護保険施設の従事者		1	0	1	1	1	4	0.5	133	0.8
医療施設・介護保険施設 以外の従事者		6	4	2	2	0	14	1.6	549	3.4
内 訳	臨床以外の医学教育 又は研究機関の勤務者	1	0	0	0	0	1	0.1	350	2.1
	衛生行政従事者	0	4	2	2	0	8	0.9	75	0.5
	産業医	0	0	0	0	0	0	0.0	82	0.5
	保健衛生施設の従事者	5	0	0	0	0	5	0.6	42	0.3
その他		1	2	1	0	1	5	0.6	174	1.1
総 数		318	297	126	79	43	863	100.0	16,310	100.0

イ 歯科医師数

平成28年調査より4人増の341人となっている。

(単位：人、%)

区 分		筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市	地 区 計	率	福 岡 県	率
医療施設従事者数		74	94	87	41	41	337	98.8	5,288	94.6
内 訳	病院開設者	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	診療所開設者	49	50	50	24	23	196	57.5	2,704	48.4
	病院勤務者	0	6	0	0	0	6	1.8	112	2.0
	診療所勤務者	25	38	37	17	18	135	39.6	1,802	32.2
	医育機関の病院勤務者	0	0	0	0	0	0	0.0	670	12.0
介護老人保健施設の従事者		0	0	0	0	0	0	0.0	2	0.0
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者		0	1	0	0	0	1	0.3	112	2.0
その他		0	1	1	1	0	3	0.9	189	3.4
総 数		74	96	88	42	41	341	100.0	5,591	100.0

ウ 薬剤師数

平成28年調査より57人増の873人となっている。

(単位：人、%)

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	地区計	率	福岡県	率
薬局開設者	16	9	14	12	4	55	6.3	835	6.8
薬局勤務者	160	147	116	91	52	566	64.8	6,864	55.8
病院・診療所勤務者	57	64	31	16	3	171	19.6	2,818	22.9
教育・研究従事者	0	1	0	0	0	1	0.1	248	2.0
医薬品製造販売等従事者	9	2	5	3	3	22	2.5	822	6.7
衛生行政従事者	0	0	10	7	0	17	1.9	204	1.7
その他	13	15	5	4	4	41	4.7	516	4.2
総 数	255	238	181	133	66	873	100.0	12,307	100.0

(2) 免許申請状況

当事務所において、申請のあった件数は以下のとおりである。

ア 大臣免許（申請件数）

区分	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	登録	書換	再交付	抹消	登録	書換	再交付	抹消	登録	書換	再交付	抹消
医 師	20	6	0	2	12	5	0	1	10	5	0	1
歯科医師	3	3	1	1	3	11	1	0	5	1	0	1
薬剤師	34	19	2	0	20	15	2	0	22	22	2	0
保健師	25	39	4	0	42	40	1	0	18	26	0	0
助産師	6	8	1	0	1	5	1	0	6	9	0	0
看護師	169	141	19	0	192	160	15	1	167	143	8	0
管理栄養士	31	23	2	0	45	19	2	0	45	18	2	1
診療放射線技師	6	3	0	0	9	1	0	0	10	4	2	0
臨床検査技師	17	11	1	0	11	5	1	0	9	16	2	0
理学療法士	49	13	1	0	42	13	2	0	31	14	0	0
作業療法士	13	10	1	0	25	10	0	0	15	11	0	0
視能訓練士	2	0	0	0	3	0	0	0	15	11	0	0
計	372	276	32	3	405	284	25	2	353	280	16	3

イ 県知事免許（申請件数）

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	登録	書換	再交付	登録	書換	再交付	登録	書換	再交付
栄養士	32	20	1	26	18	2	37	28	8
准看護師	77	28	21	77	29	6	71	25	11
計	109	48	22	103	47	8	108	53	19

* 他都道府県の准看護師

- ・合格者免許申請者 0件
- ・書換申請者 10件 再交付者 3件（令和2年度）

(3) 医療施設

ア 病院施設数、病床数及び施設の種類

令和3年3月31日現在

区 分	総 数	
	施設数	病床数
筑紫野市	10	1,490
春日市	5	973
大野城市	7	1,548
太宰府市	4	582
那珂川市	1	60
計	27	4,653

イ 病院病床数内訳

令和3年3月31日現在

区 分	総 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般
筑紫野市	1,490	476	2	0	156	856
春日市	973	30	2	0	51	890
大野城市	1,548	505	0	0	848	195
太宰府市	582	300	0	0	170	112
那珂川市	60	0	0	0	0	60
計	4,653	1,311	4	0	1,225	2,113

ウ 診療所施設数、病床数

令和3年3月31日現在

区 分	内科診療所			病床数	歯科診療所	
	総 数	有 床	無 床		施設数	病床数
筑紫野市	77	8	69	126	53	0
春日市	84	9	75	139	59	0
大野城市	69	4	65	68	55	0
太宰府市	45	7	38	125	32	0
那珂川市	34	4	30	68	24	0
計	309	32	277	526	223	0

エ 人口10万対病床数

人口は令和3年3月末現在の住民基本台帳の人口

区 分	病 院						医 科 診療所
	総 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	
筑紫野市	1419.8	453.6	1.9	0.0	148.7	815.7	120.1
春日市	859.3	26.5	1.8	0.0	45.0	786.0	122.8
大野城市	1525.6	497.7	0.0	0.0	835.7	192.2	67.0
太宰府市	811.4	418.3	0.0	0.0	237.0	156.1	174.3

オ 病院及び診療所立入検査状況

医療法第25条に基づき病院及び診療所の立入検査を実施している。立入検査の頻度は病院は毎年、有床診療所は3年ごと、無床診療所は5年ごとに実施。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために書面による立入検査となっている。

検査対象数（診療所は実施市）

年 度	病 院 数	診 療 所			
		全診療所	有床診療所	無床診療所	歯科診療所
平成28年度	27	130	16 春日市 大野城市	62 大野城市	52 筑紫野市
平成29年度	27	102	18 筑紫野市 太宰府市 那珂川市	28 那珂川市	56 春日市
平成30年度	27	103	2 筑紫野市 春日市	68 春日市	33 太宰府市
平成31年度	27	105	13 春日市 大野城市	36 太宰府市	56 大野城市
令和2年度	27	108	18 筑紫野市 太宰府市 那珂川市	68 筑紫野市	22 那珂川市

カ 助産所・施術等

令和3年3月31日現在

区分	助産所	あはき 施術所	柔道整復 施 術 所	歯 科 技工所	衛 生 検査所
筑紫野市	1	53	42	9	0
春 日 市	2	44	36	24	0
大野城市	1	41	37	26	1
太宰府市	0	34	31	4	0
那珂川市	1	16	17	3	0
計	5	188	163	66	1

(4) 救急医療

筑紫地区の救急医療は、下記の6か所の救急告示医療機関、9か所の病院群輪番制参加医療機関（うち6か所は救急告示医療機関と重複）、休日在宅当番医制度により担われており、平成16年10月からは、筑紫地区小児救急医療事業が開始されている。この事業では、開業医の協力を得ながら、福岡徳洲会病院・福岡大学筑紫病院で準夜帯（17～23時）と休日日勤帯（9～17時まで）の小児救急患者の診療が行われている。同じく、平成16年10月から福岡県小児救急医療相談事業が開始され、看護師又は小児科医師が電話相談に応ずる体制が整備され、受付時間も拡大している。現在平日は19時～翌朝7時、土曜日は12時～翌朝7時、日曜・祝日は終日となっている。また、平成28年6月30日から救急医療電話相談事業が開始され、看護師が24時間年中無休で対応している。平成29年2月からは母体搬送コーディネータ事業も開始され、母体搬送の集中緩和が図られている。救急患者の搬送は、春日・大野城・那珂川消防組合消防本部及び筑紫野太宰府消防組合消防本部が担っている。

歯科救急については、18年4月、筑紫歯科医師会会館に「口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所」が開設され、日曜日、祝日、盆、年末年始（9～16時、昼休み12時30分～13時）において、歯科急患に対応している。

ア 救急告示医療機関

令和3年4月現在

施設名	所在地	病床数
済生会二日市病院	筑紫野市湯町 3-13-1	260(16)
福岡徳洲会病院	春日市須玖北 4-5	602(10)
樋口病院	春日市紅葉ヶ丘東 1-86	60(5)
原病院	大野城市白木原 5-1-15	103(4)
諸岡整形外科病院	那珂川市片縄 3-81	54(2)
福岡大学筑紫病院	筑紫野市大字俗明院 1-1-1	310(30)

(救急専用・優先病床数)

イ 令和元年度消防救急隊による程度別搬送人員

区分	死亡	重症	中等症	軽症	その他	計
春日・大野城・那珂川消防本部	-	381	4,572	4,712	-	9,665
筑紫野太宰府消防組合消防本部	3	398	3,894	3,005	-	7,300
計	3	779	8,466	7,717	-	16,965
平成30年	2	864	8,416	7,604	0	16,886
比較増減	△1	85	△50	△113	0	△79

出典 令和2年度福岡県筑紫保健所運営協議会救急医療部会資料

参考資料 1 令和元年消防本部別、原因別搬送件数

① 市別救急出場件数

出典 令和２年度福岡県筑紫保健所運営協議会救急医療部会資料

	市別	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	その他	計	合計
春日・大野城・那珂川	春 日 市	6	0	1	310	17	63	731	6	41	3,039	353	4,567	10,594
	大野城市	6	0	1	261	44	13	581	10	28	2,570	438	3,952	
	那珂川市	7	0	1	140	21	16	273	6	22	1,454	128	2,068	
	管 外	0	0	0	5	0	0	0	0	0	1	1	7	
	小計	19	0	3	716	82	92	1,585	22	91	7,064	920	10,594	
筑紫野・太宰府	筑紫野市	13	0	0	302	27	28	754	11	25	2,966	508	4,634	8,004
	太宰府市	8	0	0	213	22	29	523	14	26	2,206	275	3,316	
	管 外	0	0	0	40	1	0	2	0	0	10	1	54	
	小計	21	0	0	555	50	57	1,279	25	51	5,182	784	8,004	
計		40	0	3	1,271	132	149	2,864	47	142	12,246	1,704	18,598	
平成３０年		48	4	6	1,468	131	138	2,732	71	164	12,024	1,680	18,466	
比較増減（３０年比）		△ 8	△ 4	△ 3	△ 197	1	11	132	△ 24	△ 22	222	24	132	

② 時間別救急出場件数

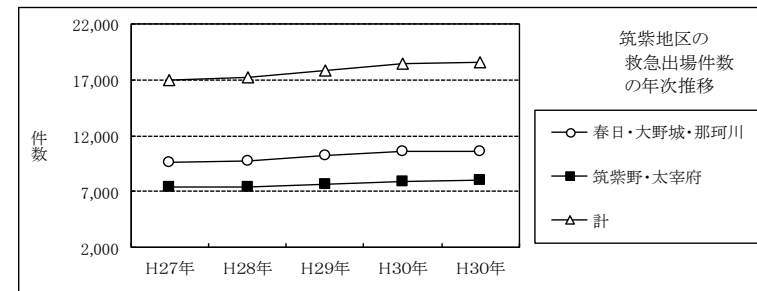
出典 令和２年度福岡県筑紫保健所運営協議会救急医療部会資料

	0時～2時	2～4	4～6	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	合 計
春日・大野城・那珂川	512	374	379	708	1,174	1,208	1,178	1,103	1,106	1,095	977	780	10,594
筑紫野・太宰府	351	282	300	553	888	992	879	856	864	797	707	535	8,004
計	863	656	679	1,261	2,062	2,200	2,057	1,959	1,970	1,892	1,684	1,315	18,598
平成３０年	908	710	673	1,252	1,920	2,211	2,083	1,852	1,910	2,014	1,677	1,256	18,466
比較増減（３０年比）	△ 45	△ 54	6	9	142	△ 11	△ 26	107	60	△ 122	7	59	132

③ 救急出場件数の年次推移

	H27年	H28年	H29年	H30年	H30年
春日・大野城・那珂川	9,595	9,778	10,221	10,622	10,594
筑紫野・太宰府	7,414	7,454	7,644	7,843	8,004
計	17,009	17,232	17,865	18,465	18,598
前年比(%)	101.0%	101.3%	103.7%	103.4%	100.7%

*管内の救急出動件数は年々増加しており、平成１２年には１０，０００件を超え、平成２３年には年間１５，０００件を越えた。



3 薬務

地域住民の健康に対する関心が高まりを見せる中で、優良な医薬品等の供給と適正使用を目的として、薬局・医薬品販売業者等に対する指導を実施している。

覚醒剤等薬物乱用対策としては、保護司会、ライオンズクラブ、薬剤師会及び登録販売者協会等の関係団体と連携した「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、不正大麻・けし撲滅運動や関係業者への立入指導等を実施している。

また、毒物劇物取扱事業者への監視指導、献血事業の推進等に取り組んでいる。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のため、立入調査や街頭キャンペーン等の啓発活動を一部縮小して実施した。

(1) 薬事関係施設数

令和3年3月31日現在

区分	薬局	医薬品販売業			毒物劇物販売業		
		店舗	卸売	配置	一般	農業用	特定
筑紫野市	59	23	7	2	20	2	1
春日市	47	15	2	3	12	0	0
大野城市	52	16	9	3	30	1	1
太宰府市	35	8	3	4	15	2	0
那珂川市	21	10	1	1	7	2	2
計	214	72	22	13	84	7	4

(2) 薬事監視

(令和2年度)

区分	施設数	立入検査	違反発見施設数	違反の内容				口頭指導	報告書・始末書	文書指導
				虚偽誇大広告	毒劇薬貯蔵	管理者の勤務	その他			
薬局	214	25								
店舗販売業	72	10								
卸売販売業	22	2								
高度管理医療機器販売・貸与業	253	20								
計	561	57	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 毒物劇物監視

(令和2年度)

区分	施設数	立入検査	違反発見施設数	違反の内容				口頭指導	報告書・始末書	文書指導
				貯蔵保管	表示	譲記 受載 書保管	その他			
一般販売業	84	5								
農業用品目販売業	7									
特定品目販売業	4									
届出不要業務上取扱者										
計	95	5	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 麻薬監視

(令和2年度)

区分	施設数	立入検査	違反発見施設数	違反の内容				口頭指導	文書指導
				不正所持	記録不備	保管不備	その他		
麻薬小売業者	176	5							
麻薬卸売業者	2	1							
病院	26								
診療所	119								
動物病院	32								
その他	2								
計	357	6	0	0	0	0	0	0	0

(5) 不正けし抜去状況

令和2年度は、6か所、227株を抜去した。

(6) 薬物乱用防止啓発事業

令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため街頭キャンペーンを中止。

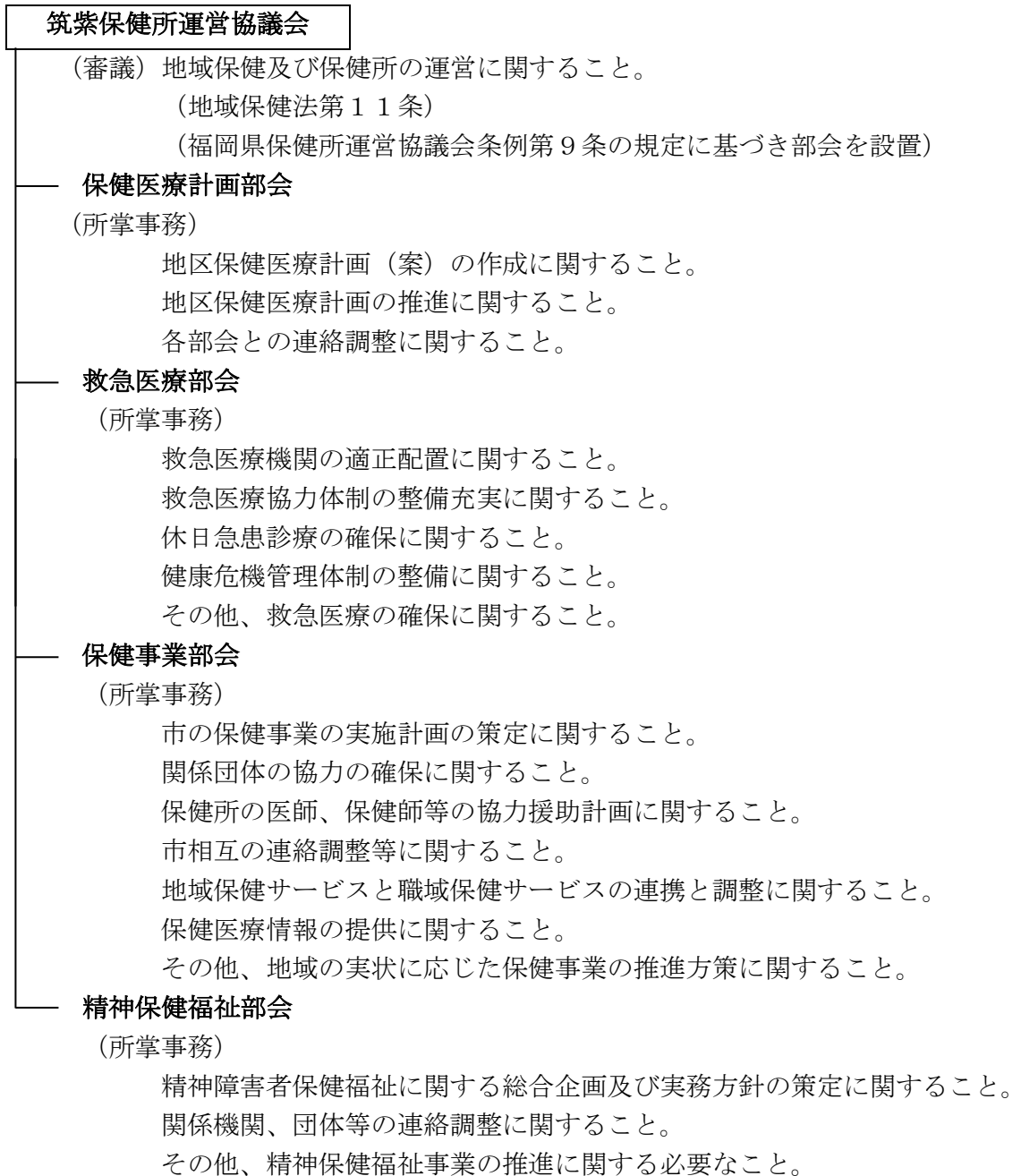
関係団体にポスター掲示等を依頼するとともに、当所においてはポスターの掲示の他、来所者に対して啓発資材約1000部を配布した。

4 企画調整

企画調整業務は、保健所運営協議会に関すること、保健・医療・福祉の情報収集・分析に関すること、市町への情報提供・連絡調整に関すること、職員研修、各課連絡調整、実習・研修の受け入れに関すること等がある。

(1) 保健所運営協議会組織及び所掌事務

ア 組織と所掌事務



イ 保健所運営協議会及び部会の開催状況

部会名・開催日	議 事
保健医療計画部会	令和２年度は休止
保健事業部会 (令和２年１１月２４日) ※書面開催	(１) 報告事項 ア 糖尿病等重症化予防対策の取組について イ 在宅医療と介護の連携推進の取組について ウ 難病患者の災害時支援の取組について (２) 協議事項 ア 糖尿病重症化予防対策の取組について イ 医療依存度が高い難病患者等の災害時支援の取組について
精神保健福祉部会 (令和２年８月１７日) ※書面開催	(１) 令和元年度事業報告について ア 保健所の実施する精神保健事業 イ 精神障がい者地域支援体制に関する事業 ウ 自殺対策事業 (２) 令和２年度重点事業について ア 精神障がい者地域支援体制の拡充 イ 自殺対策事業の推進
救急医療部会 (令和２年１２月２４日) ※書面開催	(１) 令和元年度救急医療報告 ア 令和元年筑紫管内消防本部の救急業務実施状況 イ 令和元年度年筑紫管内急患診療状況 ウ 令和元年度筑紫管内普及・啓発活動状況 (２) 令和２年度救急医療事業予定 (３) その他 ア 情報提供 「福岡県内における新型コロナウイルス感染症患者等公表資料」
保健所運営協議会 (令和３年３月１２日) ※書面開催	(１) 令和２年度筑紫保健所運営協議会各部会の報告について (２) 平成３１（令和元）年度筑紫保健福祉環境事務所各課係の事業報告及び主な取組について (３) 新型コロナウイルス感染症の状況及び対応について

ウ 地域医療構想調整会議（保健医療計画の一部）の開催状況

部会名・開催日	議 事
令和２年度第１回 令和３年２月９日 ※書面開催 第１回病床機能分化連携推進部会 令和２年６月２９日 第２回病床機能分化連携推進部会 令和２年９月１０日 第３回病床機能分化連携推進部会 令和２年１２月３日 第４回病床機能分化連携推進部会 令和３年３月４日	(１) 地域医療構想の現状について（報告） (２) 病床機能分化連携推進部会の設置及び運営に関する要領の改正について（報告） (３) 病床機能等の変更に関する報告書等の様式の改正について（報告） (４) 病床機能再編支援補助金における病床削減に係る意見聴取について（協議）

(2) ビデオライブラリー等の利用状況

筑紫保健福祉環境事務所のホームページに貸し出しビデオ・DVD一覧を掲載し、利用の促進を図っている。

(3) 学生等実習の受け入れ・指導

臨床研修医の研修及び医師・保健師・助産師・看護師・栄養士等養成施設の臨地実習やその他の見学者を受け入れている。

<令和2年度受入数>

課 程	学校名等	期 間	日数	人数	延人数
医師臨床 研 修	自衛隊福岡病院	R2/5/11～5/15	※中止		
		R2/10/7～10/13	5	2	10
		R3/2/1～2/5	※中止		
		R3/3/1～3/5	※中止		
医 師	福岡大学医学部		※中止		
保 健 師	福岡大学	R2/8/3～8/6	4	3	12
	純真学園大学	R2/6/22～7/3	9	3	27
	福岡女学院看護大学	R2/8/17～7/20	4	5	20
	聖マリア学院大学	R2/8/24～9/4	9	3	27
管理栄養士	中村学園大学	R2/10/5～10/9	5	7	35
	西南女学院大学	R3/2/15～2/19	5	6	30
訪問看護師	福岡県看護協会		※中止		
計			41	29	161

※新型インフルエンザ感染症（新型コロナウイルス感染症）の発生により受入中止

健康増進課

健康増進係

1 健康増進対策

平成25年3月に改定された「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」に基づき、「県民一人ひとりが、地域の中でともに支えあい、健やかでこころ豊かに過ごせ、長生きしてよかったと実感できる社会の実現」に向けて、生活習慣病対策事業、栄養改善事業等を実施している。

(1) 県民健康づくり推進事業「地域・職域連携会議」(令和2年度)

実施日	場 所	参加者等	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施無し			

(2) ふくおか健康づくり県民運動事業

ア 情報発信サイト等を活用した健康づくりに取り組むきっかけの提供

県民の自主的健康づくりを支援し、生活習慣病の発症予防を図るため、広く県民に対して、健康づくりに取り組むきっかけを提供している。

a 市等で行うイベントでの普及啓発

血管年齢測定・体組成測定・ふくおか健康づくり県民運動情報発信サイトの紹介等

(令和2年度)

実施日	場 所	行 事	参加者数
※参加予定のイベントがすべて中止のため実施無し			

b ふくおか健康づくり情報発信サイトの周知

健康づくり関係事業等の実施を通じてふくおか健康づくり県民情報発信サイトの周知（チラシの配布等）を行っている。

イ 「健康づくり実践アドバイザー」派遣事業

経営者等に対する啓発及び派遣先事業所の募集

(令和2年度)

実施日	場 所	参加者等	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施無し			

ウ 健康寿命とロコモティブシンドローム(以下、ロコモと略す)予防の普及啓発

福岡県健康ポータルサイトのロコモ関連メニューやふくおか県政出前講座等を活用し、健康寿命とロコモの認知度を上げるとともにロコモ予防についての普及啓発を行っている。

(令和2年度)

実施日	場 所	参加者数
令和2年11月25日(水) 15:00~16:00	公益社団法人 筑紫野市シルバー人材センター	65名

(3) がん対策

ア がん検診精度管理

市町村が行うがん検診の受診率向上並びに精度管理向上のため、情報提供及び情報共有を行っている。

イ 「小児・AYA世代のがん患者在宅療養生活支援事業」の後方支援

小児・AYA世代のがん患者が住みなれたところで自分らしく安心して生活ができるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の身体的・経済的負担の軽減を図ることを目的とし、筑紫地区の各市が実施主体となって新規事業を開始するにあたり、情報提供・共有を行っている。

(4) たばこ対策

喫煙は肺がん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）や虚血性心疾患をはじめとする多くの生活習慣病の危険因子となるため、「禁煙支援」「未成年者の喫煙防止」「受動喫煙防止」を三本柱として、たばこが健康に及ぼす影響を軽減し、健康増進を図ることを目的として、たばこ対策を実施している。

ア たばこ対策推進会議

(令和2年度)

実施日	場 所	参加者等	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施無し			

イ 喫煙防止セミナー

(令和2年度)

実施日	場 所	内 容	参加人数
6月26日 8月5日 8月18日 8月31日 10月5日 2月17日	筑紫総合庁舎	講演「タバコ」に関する様々な話 ・日本の受動喫煙対策について ・たばこの規制に関する世界の動き ・健康増進法の一部改正について ・福岡県のたばこ対策	計28人

(5) 栄養改善

ア 健康づくり・栄養改善指導

地域住民の栄養状態の改善及び食生活等生活習慣改善の促進を図るため、個別又は集団に対し運動・休養も含めた健康づくり、生活習慣病予防等の指導を行っている。

(令和2年度)

区 分	個別指導延人員					集団指導延人員				
	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	3	0	0	10	33	102	65	0	28	0

イ 専門栄養指導事業

専門的な栄養相談と栄養情報提供のための相談窓口を設置している。また、高齢化の一層の進展に伴う在宅療養者の増加を見据えて、高齢者の食生活支援に携わる関係者を対象に協議及び研修会を実施している。

令和２年度は、各市地域包括支援センターでの食支援の状況やケアマネジャーが在宅高齢者の支援をするために、必要な情報や資料について把握した。

高齢者の食生活支援研修会

(令和２年度)

実施日	場 所	内 容	参加者数
令和２年３月１２日	筑紫総合庁舎	・地域包括支援センターにおける高齢者支援の状況及び「お食事手帳」に関するアンケート結果。 ・高齢者の食事に関する支援 ・譲歩提供（配食サービスの栄養管理ガイドライン）	※中止

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため

ウ 特定給食施設指導

給食施設に対して、栄養効果が十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について、必要な助言及び指導を個別指導や集団指導にて実施している。

特定給食施設数

(令和３年３月現在)

区 分	管理栄養士が いる施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設		計	
	特定給 食施設	その他 の施設	特定給 食施設	その他 の施設	特定給 食施設	その他 の施設	特定給 食施設	その他 の施設
学校	４３	１	８	０	５	０	５６	１
病院	１４	１２	０	０	０	０	１４	１２
介護老人保健施設	５	２	０	０	０	０	５	２
介護医療院	０	０	０	０	０	０	０	０
老人福祉施設	６	１１	０	５	０	１	６	１７
児童福祉施設	２４	０	２３	７	５	３	５２	１０
社会福祉施設	１	５	０	０	０	０	１	５
事業所	０	０	０	０	０	０	０	０
寄宿舍	２	０	０	１	０	０	２	１
自衛隊	１	０	１	０	０	０	２	０
その他	０	０	０	０	０	０	０	０
合 計	９６	３１	３２	１３	１０	４	１３８	４８

特定給食施設指導状況（延施設数）

(令和２年度)

特定給食施設		その他の給食施設	計
１回１００食以上又は １日２５０食以上	１回３００食以上又は １日７５０食以上		
１０７	１１	７３	１９１

エ 福岡県食環境整備事業

飲食店や弁当店において、ヘルシーメニュー（野菜たっぷり、塩分ひかえめ、カロリーひかえめ）の提供を促進することで、外食利用者が個々人の状況にあった食事を選択できる環境をつくり、自主的な健康づくりを支援している。

（令和3年3月末現在）

ふくおか食の健康サポート店登録数	16店舗
------------------	------

オ 食品の栄養表示等の相談、指導

健康増進法第7章及び食品表示法に係る食品の表示に関する相談、指導及び普及啓発を行っている。

相談・指導件数		普及啓発等 (集団指導)
食品表示法	健康増進法第7章	
55	3	2回

カ 地区組織育成事業

健康づくり対策の一環として、地域における食生活改善の普及啓発等の活動を行う食生活改善推進会の組織の育成、支援を行っている。食生活改善推進会のリーダーの再教育として開催する「食と健康教室」は、健康づくりに関する知識と地域での実践方法等を習得することを目的に実施している。

食生活改善推進会組織状況

（令和2年8月現在）

市町名	組 織 名	会員数(人)	結成年月日
筑紫野市	筑紫野市食生活改善推進会	98	平成元年 4月 1日
春日市	春日市食生活改善推進会	62	昭和53年 11月 25日
大野城市	大野城市食生活改善推進会	205	昭和52年 3月 11日
太宰府市	太宰府市食生活改善推進会	70	昭和53年 4月 1日
那珂川市	那珂川市食生活改善推進会	62	昭和53年 3月 1日
計		497	
筑紫地区食生活改善推進会			昭和53年 6月 2日

食生活改善推進会 研修会

（令和2年度）

研修会名	期日	内容
食と健康教室	令和2年 11月 11日	○講話「高齢者の低栄養とフレイル ～しっかり食べて予防しよう～」 当所 健康増進課 健康増進係 管理栄養士
自主学習会	令和2年 10月 7日	○講話「健康管理と食生活」 中央福岡ヤクルト販売株式会社 林田 由季 氏
筑紫地区研修会	令和2年 12月 10日	○講演「心に栄養を」 清影山 如意輪寺 原口 元秀 氏 ○活動報告

キ 国民健康・栄養調査

身体状況調査、栄養摂取状況調査、生活習慣調査を行っている。令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

ク 栄養士関係業務

栄養士法に基づく管理栄養士養成施設学生の公衆栄養学実習の受け入れを行っている。

(令和２年度)

中村学園大学	7人	西南女学院大学	7人
--------	----	---------	----

(6) 調理師関係業務

ア 調理師免許

新規申請・書換交付申請・再交付申請受付数 99件 (令和２年度)

イ 調理師研修会

(令和２年度)

実施日	場 所	内 容	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施無し			

(7) 市町村健康づくり・健康推進計画の策定等に係る支援

ア 市町健康づくり推進協議会等への参画

管内市町の健康づくり推進協議会等の委員として出席し、地域での健康づくり推進を支援している。

(令和２年度)

健康づくり推進協議会等	出席回数
筑紫野市健康づくり推進協議会 (小委員会含む)	2
春日市健康づくり推進協議会	2
大野城市健康づくり推進協議会	0
太宰府市健康づくり推進協議会	2
那珂川市健康づくり推進協議会	1

イ 市町栄養改善業務担当者会議

(令和２年度)

実施日	場 所	内 容	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施無し			

(8) 生活習慣病対策事業

糖尿病等の生活習慣病の重症化を防止し、患者のＱＯＬの向上を図るため、特定健診受診後の要精密者の受診勧奨や治療継続、生活習慣改善が必要な者に対する個別保健指導等を行うため、行政と医療、保険者との連携対策を整備し、総合的な生活習慣病対策を推進している。

ア 生活習慣病重症化予防対策に係る市町村支援

重症化予防に取り組む市町村に対し、効果的な取り組みが行えるよう、医師会や関係機関との連携や調整を図っている。

イ 生活習慣病重症化予防研修会

(令和2年度)

実施日	場 所	内 容	参加者数
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施無し			

ウ 筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業

筑紫地区の糖尿病対策の一環として、平成20年度から平成29年度まで特定健康診査結果を活用し、糖尿病の予防及び早期治療に結びつける保健医療連携体制の構築に取り組んできた。

平成30年度は、「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を参考にした新しい取組として、筑紫地区5市と筑紫医師会で連携を行いながら重症化予防に取組み、糖尿病からの腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とした保健指導体制を整備した。平成31年1月から管内市において事業をスタートしている。

令和2年度は、さらに事業の充実を図るため、課題を整理し、事業の見直しを行った。

(令和2年度)

実施日	内 容	関係団体
6月25日	医師会へ今年度の事業実施について協力依頼	医師会
7月22日	管内市へ事業にかかる課題及び改訂について説明	管内市
8月27日	医師会へ課題の説明及び今後の協議事項について確認	医師会
9月11日	管内市の実務者へ改訂案を提示し、今年度の事業進捗状況について確認	管内市
9～10月	腎専門施設及び歯科医師会へ事業の説明及び協力依頼	各医療機関
10月1日	医師会主催の研修会にて地区の現状及び事業の説明	医師会
11月30日	保健・医療連携会議開催（第1回） 【報告事項】 筑紫管内における糖尿病等の現状について 令和元年度事業実績について 【協議事項】 事業についてさらに充実を図るための課題について （1）筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業の対象者 （2）かかりつけ医と専門医等の連携について （3）医療機関受診連絡票（素案）について （4）筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業（素案）	医師会 管内市 保健所
12月	第1回会議にて提示した協議事項への意見集約	
2月12日	12月に集約した意見を踏まえ、令和3年度からの事業について案作成し、管内市と意見交換	管内市
3月4日	医師会と令和3年度の事業内容について確認	医師会
3月	保健・医療連携会議開催（第2回、書面開催） 【提案事項】 （1）筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業（案） （2）筑紫地区糖尿病等医療連携推進事業 医療機関受診連絡票（案） ※上記について内容確認及び意見の有無について照会した。	医師会 管内市 保健所

2 歯科保健

歯科保健医療の環境整備をすすめるために歯科医師会、管内市との定例的な会議や人材育成に取り組んでいる。

(1) 歯科保健医療連携事業

ア 筑紫地区歯科保健医療連絡協議会

※新型コロナウイルス感染症の流行により、書面開催（1回）

イ 食と健口づくりフェスタ(歯を守る集い)

※新型コロナウイルス感染症の流行により中止

ウ 地域保健関係職員等研修（歯科保健）

※新型コロナウイルス感染症の流行により、書面開催（1回）

市が実施する歯科保健事業について、その人材育成及び計画的な実施のために地域の実情に応じた研修を実施するもの。

エ 歯周疾患予防推進事業

平成30年度まで福岡県歯科医師会委託事業であり、令和元年度より福岡県が実施主体として実施するもの。事業所を対象に、歯科保健指導による従業員の歯周病予防に対する意識を高め、定期検診の受診率の向上を図ることが目的。

(令和2年度)

実施日時	実施事業所	テーマ及び講師	参加者数
令和2年 10月15日 14:00～15:00	トミナガコーポレーション株式会社	○講義：「歯周病と全身疾患の関連および歯科検診の重要性」 講師：筑紫歯科医師会 歯科医師 永留 初實 氏 ○講義：演習「歯周病予防のための口腔清掃」 講師：筑紫歯科医師会歯科医療連携室 高野 ひろみ 氏	8人

オ 口腔ケア定着促進事業 ※新型コロナウイルス感染症の流行により中止

福岡県歯科医師会の委託事業であるが、保健所が研修案内等開催に向けて協力するもの。高齢者施設の職員が歯科衛生士による専門的口腔ケアの手法を学び、要介護高齢者の個々人の口腔内の状態にあった口腔ケアを継続的に実施することで、肺炎の予防や生活の質の向上を図る。今年度より年2回の開催となる。

3 母子保健

近年、少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫など母子を取り巻く家庭環境、社会環境も大きく変化してきている。このような状況の中で、今後豊かで活力ある社会を築くためには、子どもを心身ともに健やかに生み育てることがますます重要な課題となっている。このため当所では相談事業をはじめとした支援を行っている。

(1) 乳幼児発達診査事業

乳幼児健診等で将来、精神・運動発達面において問題を残すおそれのある児を、早期に把握し、専門スタッフによる発達相談を行い、児の健全な発達を促すことを目的として実施している。

実施状況 (専門職種別の相談人数)

(令和2年度)

回数	医師	作業療法士	言語聴覚士	臨床心理士
3回	延5人	延4人	延5人	延2人

(2) 訪問指導

生活の場である家庭を訪問し、支援の必要な妊産婦や乳幼児等の育児相談に早期から対応し、不安の軽減に努めるとともに、子どもが健全に成長できるように母親やその家族を支援している。

(3) 慢性疾患児童等療育相談支援事業

慢性的な疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等について、適切な療育を確保するために、その疾患の状態及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導を行い、慢性疾患児童等の健全育成及び自立促進を行うことを目的に事業を実施している。

本年度は慢性疾患児童等、発達障がい児支援のために担当者連絡会議を行った。

(令和2年度)

実施月日	実施場所	参加対象者	参加者数	内 容
令和2年 12月18日	大野城市役所	管内市 (健康部門・子育て部門)	34人	慢性疾患児童支援等の支援状況のアンケート集計結果(令和元年実施)について報告及び今後の方向性について意見交換

(4) 生涯を通じた女性の健康支援事業

女性は妊娠出産等女性特有の仕組みが備わっているため、そのライフステージにおいて女性ホルモンの影響を受け、様々な心身の悩みを抱えて過ごしている。このため生涯を通じた女性の健康保持増進を図ることを目的に、電話による専門相談を随時受けている。

例年、女性がそれぞれの健康状態に応じ健康管理ができることを目的に健康教育を開催しているが、本年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、開催しなかった。

(5) ハイリスク妊産婦支援事業

ア 未熟児等保健・医療連携事業

必要に応じて、市町と連携を図りながら、主治医や保護者等と連絡調整のうえ、医療機関を訪問し、要支援妊産婦や乳児の退院後の育児支援を行っている。また、退院後は市町と連携し家庭訪問を行うなど、保護者の育児不安の軽減に努めている。

イ 妊娠期からのケア・サポート事業

妊娠中からリスクがある母親を把握し、産後うつ病を含めた育児等の不安を軽減することで、良好な母子関係の形成を促し、児童虐待を未然に防止することを目的としている。

医療機関からの情報提供、または市からの要請に応じて連携して相談支援を行った。

例年、関係者を対象としたケア・サポート会議を開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催しなかった。

(6) 医療給付

妊娠中毒症等療養援護費支給するものであり、入院治療を必要とする妊産婦に対しする療養援護費を給付し、早期に適切な療養を受けることで重症化を防ぐものである。(給付要件あり)

令和2年度の申請はなかった。

(7) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担を感じている夫婦に対し、治療を受けやすくすることを目的に費用の一部を助成している。令和2年4月に福岡県独自制度が開始し、更に令和3年1月に国の制度改正があり、大幅な制度の見直しが行われた。助成額が上乗せされると同時に申請回数の増加等も行われた。

令和2年度の申請件数は522件、うち男性不妊の申請は1件であった。

(8) 母子保健関係者会議

母子保健関係者の連絡調整のために、管内市との母子保健担当学会議を開催している。

4 難病対策

平成26年5月23日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年1月1日から、指定難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる難病のうち、厚生労働大臣が指定するもの。）にかかっている方に対する新たな医療費助成制度が開始された。

なお、特定疾患治療研究事業は改正された「特定疾患治療研究事業実施要綱」に基づき、対象疾患を変更して実施している。

(1) 特定疾患治療研究事業

対象疾患及び管内における受給者証交付件数は、下記のとおり。

特定疾患医療受給者証所持者数		(令和2年度末)
疾 患 名		管内
スモン		2人
難治性の肝炎のうち劇症肝炎（※既認定者継続のみ対象）		1人
重症急性膵炎（※既認定者継続のみ対象）		0人
合 計		3人

(2) 特定医療費（指定難病）支給

令和2年3月31日現在、医療助成の対象となる指定難病は333疾病である。管内の受給者証交付件数は下記のとおりである。（疾患群別に記載）

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 単位：人（令和2年6月1日現在）

疾患群		疾患名	人数	
血液系疾患	60	再生不良性貧血	35	119
	61	自己免疫性溶血液性貧血	5	
	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	
	63	特発性血小板減少性紫斑病	57	
	64	血栓性血小板減少性紫斑病	2	
	65	原発性免疫不全症候群	9	
	283	後天性赤芽球瘍	2	
	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)	0	
	331	特発性中心性キャスルマン病	7	
免疫系疾患	40	高安動脈炎	12	457
	41	巨細胞性動脈炎	2	
	42	結節性多発動脈炎	3	
	43	顕微鏡的多発血管炎	27	
	44	多発血管炎性肉芽腫症	9	
	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	10	
	46	悪性関節リウマチ	6	
	47	バージャー病	6	
	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	
	49	全身性エリテマトーデス	190	
	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	64	
	53	シェーグレン症候群	25	
	54	成人スチル病	14	
	55	再発性多発軟骨炎	6	
	56	ベーチェット病	54	
	107	若年性特発性関節炎	1	
	266	家族性地中海熱	2	
	300	IgG4 関連疾患	3	
	306	好酸球性副鼻腔炎	21	
内分泌系疾患	72	下垂体性 ADH 分泌異常症	9	94
	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	6	
	75	クッシング病	2	
	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	23	
	78	下垂体前葉機能低下症	50	
	235	副甲状腺機能低下症	2	
	236	偽性副甲状腺機能低下症	2	
代謝系疾患	19	ライソゾーム病	3	33
	20	副腎白質ジストロフィー	1	
	21	ミトコンドリア病	4	

	28	全身性アミロイドーシス	15	
	79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	
	171	ウイルソン病	2	
	240	フェニルケトン尿症	3	
	245	プロピオン酸血症	1	
	251	尿素サイクル異常症	2	
	257	肝型糖原病	1	
神経・筋疾患	1	球脊髄性筋萎縮症	4	977
	2	筋萎縮性側索硬化症	25	
	4	原発性側索硬化症	3	
	5	進行性核上性麻痺	41	
	6	パーキンソン病	471	
	7	大脳皮質基底核変性症	19	
	8	ハンチントン病	1	
	10	シャルコー・マリー・トゥース病	4	
	11	重症筋無力症	46	
	13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	76	
	14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	14	
	15	封入体筋炎	2	
	17	多系統萎縮症	38	
	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	100	
	22	もやもや病	92	
	23	プリオン病	3	
	24	亜急性硬化性全脳炎	2	
	26	H T L V - 1 関連脊髄症	9	
	30	遠位型ミオパチー	1	
	113	筋ジストロフィー	11	
	117	脊髄空洞症	4	
	120	遺伝性ジストニア	1	
	122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	
	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う遺伝性びまん性白質脳症	1	
	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	1	
	127	前頭葉側頭葉変性症	3	
	130	先天性無痛無汗症	1	
	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1	
	158	結節性硬化症	2	
視覚系疾患	90	網膜色素変性症	35	37
	301	黄班ジストロフィー	1	
	302	レーベル遺伝性視神経症	1	
循環器系疾患	57	特発性拡張型心筋症	40	61
	58	肥大型心筋症	16	
	208	修正大血管転位症	2	
	216	両大血管右室起始症	2	
	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	

呼吸器 系疾患	84	サルコイドーシス	38	114
	85	特発性間質性肺炎	58	
	86	肺動脈性肺高血圧症	9	
	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	9	
消化器 疾患	93	原発性胆汁性肝硬変	50	749
	94	原発性硬化性胆管炎	1	
	95	自己免疫性肝炎	12	
	96	クローン病	216	
	97	潰瘍性大腸炎	464	
	98	好酸球性消化管疾患	5	
	296	胆道閉鎖症	1	
皮膚・結 合 組 織 疾患	34	神経線維腫症	13	124
	35	天疱瘡	6	
	36	表皮水疱症	1	
	37	膿胞性乾癬	8	
	38	スティーブンス・ジョンソン症候群	1	
	51	全身性強皮症	67	
	52	混合性結合組織病	24	
	162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	2	
	167	マルファン症候群	2	
骨・関節 系疾患	68	黄色靱帯骨化症	15	180
	69	後縦靱帯骨化症	94	
	70	広範脊柱管狭窄症	21	
	71	特発性大腿骨頭壊死症	39	
	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	1	
	271	強直性脊椎炎	9	
	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1	
染色体・ 遺 伝 子 疾患	165	肥厚性皮膚骨膜症	1	4
	227	オスラー病	3	
腎・ 泌 尿 器 系疾患	66	IgA 腎症	22	72
	67	多発性嚢胞腎	27	
	222	一次性ネフローゼ症候群	14	
	224	紫斑病性腎炎	1	
	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	8	
耳 鼻 科 系疾患	305	遅発性内リンパ水腫	1	1
合 計			3, 032	3, 032

（３）在宅療養支援事業

筋萎縮性側索硬化症（以下 ALS と略す）を中心とした重症神経難病患者等の在宅での質の高い生活を可能にするため、家庭訪問等の支援を行っている。また、災害時対応を含めた療養環境の整備や訪問看護ステーション、市をはじめとする関係機関の連携

体制の構築、在宅ケアに従事する職員の資質向上を図り、相談や患者交流会の実施等にも取り組んでいる。

ア 家庭訪問

要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みについて、家庭訪問を行い相談・助言・指導を行っている。

(令和2年度)

期間	対象者	内 容	件数
令和2年4月 ～ 令和3年4月	要支援難病患者及び その家族	在宅療養上の相談及び医療福祉 等についての情報提供等	22(延べ)

イ 在宅療養支援計画策定・評価

家庭訪問等で把握した要支援難病患者の中でもより重症で、多職種による支援が必要な患者について、個々の実態に応じたきめ細かな支援を行うために支援計画の策定や評価を行っている。

(令和2年度)

個別事例会議				
回数	場所	対象者	内容	出席者
2回	筑紫総合庁舎 第二会議室	在宅人工 呼吸器使 用者	医療依存度 の高い在宅 難病患者の 災害時避難 訓練につい て	6 - 7名/回 内訳：訪問看護ステーション誠愛、 大野城市、当所

ウ 医療相談

電話相談（難病ホットライン）や来所相談、指定難病申請手続き時の相談、講演会・交流会時に患者や家族からの相談に応じている。

(令和2年度)

事業名	目的	対象者	内容及び結果
電話相談 (難病ホッ トライン 含む)	難病患者・家族、関係者 の相談に応じる。	難病患者・家 族、及び関係 者	随時対応 延2, 192件
難病保健 福祉相談	患者の療養上の不安の 軽減を図るため、相談事 業を実施する。	難病患者及 び家族	特定疾患受給者証交付時や継続申請時 等、随時来所相談を受けている。

ALS 患者・家族交流会	ALS 患者及び家族同士の交流を図り、疾病について理解を深め、よりよい療養ができるよう援助する。	ALS 患者・家族	講話及び交流会 「ALS 患者さんご家族の日常活の工夫と支援体制について」 福岡県難病医療連絡協議会 難病診療連携コーディネーター 原田幸子 氏	1 回開催 1 1 月 2 6 日 参加者 1 3 人
--------------	--	-----------	--	--

エ 難病ボランティアとの協働

地域で生活する難病患者を支えるために育成したボランティアに、特定疾患継続申請手続き時や所内で開催する交流会等で、会場内での補助を担ってもらっているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防振のため、ボランティア活動の募集をしなかった。

オ 筑紫難病対策地域協議会

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、筑紫地区における難病対策のあり方や体制の整備等について協議するため、平成 2 7 年度から開催している。

日時	場 所	参加機関	内容
※新型コロナウイルス感染症流行のため、中止。			

(4) 小児慢性特定疾病に関する支援

ア 小児慢性特定疾病医療費助成制度

従来、小児慢性特定疾患に罹患している 1 8 歳未満（必要時 2 0 歳到達前まで延長）の患児保護者に対し、「小児慢性特定疾患治療研究事業」を実施し、5 1 4 疾患に対し医療費の負担軽減を図っていた。

平成 2 6 年度 5 月 3 0 日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、児童福祉法の改正に従い、平成 2 7 年 1 月 1 日より新たに小児慢性特定疾病対策として対象疾病が拡大され、令和元年 7 月 1 日からは 7 6 2 疾病となっている。

イ 医療、療養相談

患者の家族等の不安や日常生や療養上の悩みなどについて、面接相談、電話相談を実施している。

(令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

対 象 者	内 容	申請件数 (新規)	面接相談 件数	電話相談 件数
1 8 歳未満 (2 0 歳到達前まで延長可 (本年度はコロナにより 1 年 延長))	医療費の公費負担 申請等について	7 3	6 5 9	2 2 6

ウ ピアカウンセリング

小児慢性特定疾病児の親等は、病気の不安や日常生活を送るうえでの悩みを抱えていることが多い。

福岡ブロックを実施単位として、専門スタッフによる助言・相談を行うことにより、親等の不安軽減に努め、ひいては小児慢性特定疾病児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的に開催している。

(令和2年度)

実施月日	実施場所	参加対象者 (参加者数)	内容
※新型コロナウイルス感染症流行のため中止			

エ 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数

単位：人 (令和3年3月31日現在)

疾患群 No	疾患群名	受給者数
01	悪性新生物	55
02	慢性腎疾患	49
03	慢性呼吸器疾患	13
04	慢性心疾患	58
05	内分泌疾患	148
06	膠原病	8
07	糖尿病	36
08	先天性代謝異常	15
09	血液疾患	15
10	免疫疾患	3
11	神経・筋疾患	41
12	慢性消化器	50
13	染色体・遺伝子	15
14	皮膚疾患	0
15	骨系統疾患	7
16	脈管系疾患	3
		516

オ レスパイト支援事業

小児在宅医療が推進されることを目的に、在宅で療養中の小児慢性特定疾病医療費助成事業を受けている患児が、介護する家族の休養等で一時的に在宅での療養が困難になった場合に実施主体が委託している医療機関へ一時入院できるように支援する「小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業」を実施している。

(令和2年度)

対象者要件	承認者数 (申請者数)
小児慢性特定疾病医療受給者証を持ち、次に掲げる要件を全て満たす方 (1) 福岡県に住所を有する児童等	

(2) 医療受給者証において人工呼吸器等装着認定を受けている児童等、または医療受給者証において重症患者認定を受け、次のいずれかの状態にある児童等 ア 呼吸器障害等により人工呼吸器を使用している イ 気管切開を行っている ウ 常時頻回の喀痰吸引を実施している（概ね1日に8回以上） (3) 介護者の疾病や疲労、またはきょうだい児の看護や学校事業等により、必要な療養上の介護等が受けられなくなり、在宅療養の継続が一時的に困難な状態にある児童等	新型コロナ肺炎感染症のため自動更新 (9名)
---	---------------------------

5 原子爆弾被爆者援護事業

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者健康手帳等交付申請、一般疾病医療費支給申請、諸手当支給認定申請、一般疾病医療機関指定申請、年2回の定期健康診断等に関する事務を行っている。

(1) 被爆者手帳等所持者数

単位：人（令和3年3月22日現在）

被爆者手帳所持者数	第一種健康診断 受診者証	第二種健康診断 受診者証
534	0	23

(2) 各種手当受給者数

単位：人（令和3年3月22日現在）

医療特別手当	特別手当	健康管理手当	保健手当	介護手当	家族介護手当
28	13	440	19	0	0

(3) 原爆被爆者健康診断受診者数

単位：人（令和2年度）

一般検査	がん検査
75	48

6 肝炎インターフェロン治療費等助成制度

平成20年度からインターフェロン治療、平成22年度から核酸アナログ製剤治療、平成26年度からインターフェロンフリー治療に対する医療費の一部助成を行っている。

また、平成27年11月から肝炎ウイルス検査の結果が陽性者の方に対しては初回精密検査費用、肝炎ウイルスが原因の慢性肝炎・肝硬変・肝がんの方には定期検査費用の助成を行っている。これについては、平成29年度より自己負担額が減額となるなど一部改正された。

加えて、平成30年12月より、肝がん・重度肝硬変に伴う入院医療費についても、医療費の一部助成を行っている。

(1) 肝炎インターフェロン治療費助成制度 申請状況

(令和3年3月末)

年度	種別	申 請 件 数	医療受給者証交付件数 (3月末交付分)	6ヶ月延長 申請件数
平成30	インターフェロン	90	85	0
	核酸アナログ新規	30	30	
	核酸アナログ更新	296	296	
令和元	インターフェロン	69	81	0
	核酸アナログ新規	29	31	
	核酸アナログ更新	306	301	
令和2	インターフェロン	50	48	0
	核酸アナログ新規	17	21	
	核酸アナログ更新	168	320	

(2) 初回精密検査費用及び定期検査費用助成制度 申請状況

(令和3年3月末)

年度	申請件数	
平成30	初回精密検査費用助成	2
	定期検査費用助成	61
令和元	初回精密検査費用助成	6
	定期検査費用助成	55
令和2	初回精密検査費用助成	4
	定期検査費用助成	54

(3) 肝がん・重度肝硬変の入院医療費助成制度 申請状況

(令和3年3月末)

年度	申請件数	
平成30	参加証交付申請	1
令和元	参加証交付申請	1
令和2	参加証交付申請	0

7 在宅医療推進事業

「誰もが安心して望む場所で療養できる地域づくり」を目指し、平成22年10月1日より「筑紫地域在宅医療支援センター」（以下、センターと略す）を設置し、在宅医療・介護の相談に対応するとともに、在宅療養を支援する体制の構築を図るための事業を実施している。

(1) 筑紫地域在宅医療推進協議会

令和3年3月（新型コロナウイルス感染症の流行により書面開催）

委員：医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、市（高齢者支援主管課・健康主管課）、医師会在宅医療介護連携支援センター

内 容 1) 議事

令和2年度の取り組みについて

2) 令和2年度 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院・在宅時総合管理料および施設入居時等医学総合管理料届出施設調査結果について

(2) 患者・家族向け総合相談及び医療従事者向け相談

随時、電話相談や来所相談に対応し、必要時は保健師等による家庭訪問を実施。

(3) 研修会の開催

ア 訪問看護ステーションスキルアップ研修会

開催日：令和2年7月29日（水） 14：00～16：00

場 所：福岡県職員研修所

出席者： 21人

内 容：1) 災害発生時における訪問看護ステーションの対応

講演：九州北部豪雨災害における在宅看護・介護の取り組み

～災害発生時の事業所管理・在宅医療・介護支援を考える～

講師：一般社団法人朝倉医師会介護支援センター長 福田 輝和氏

2) 新型コロナウイルス感染症対応に係る情報交換会

3) その他

イ 在宅医療推進従事者研修

看取り研修の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行により中止

ウ 訪問看護ステーション連絡会

(令和2年度)

日 時	内 容
第1回 令和2年7月29日 (水)14:00～16:00	※訪問看護ステーションスキルアップ研修会と同時開催
第2回	※在宅医療推進従事者研修会と同時開催予定だったが新型コロナウイルス感染症の流行により中止
第3回	新型コロナウイルス感染症の流行により中止

エ 訪問看護ステーション調整会議

訪問看護ステーション連絡会を円滑かつ効果的に行うために、訪問看護ステーション代表者による調整会議を年2回開催する（例年5月・2月）。しかし今年度は新型コロナウイルス感染症の流行により6月に1回開催。

○調整会議メンバー 7名

筑紫地区代表訪問看護事業所代表者4名

筑紫地区訪問看護のつどい代表訪問看護事業所代表者 2 名
福岡県訪問看護ステーション連携強化事業受託訪問看護事業所代表者 1 名

- オ 訪問看護ステーションサービス提供体制について
対象事業所 43カ所（令和2年10月1日現在）
内 容 各事業所におけるサービス提供対象者とサービス提供内容等について、情報収集し一覧表を作成。訪問看護ステーション利用対象者に「後天性免疫不全症候群」を追加。保健所主催の研修会時に関係機関に配布。

（4）地域ケア会議

- ア 自立支援型地域ケア会議
市より出席要望があったところに助言者として保健師、管理栄養士が出席した。

	筑紫野市	大野城市	太宰府市	那珂川市
出席回数	0回	1回	2回	0回
助言者連絡会議	0回	0回	0回	1回

- イ 地域ケア会議実務者会議

目的 管内各市における地域ケア会議の円滑な推進のために、地域ケア会議の実施体制について、情報交換・情報共有することを目的に開催。

日時 新型コロナウイルス感染症流行により、未開催

（5）普及啓発（出前講座）

実施なし

（6）調査事業

実施なし

（7）在宅医療・介護連携推進事業

平成30年4月より県内各在宅医療支援センターに在宅医療・介護連携支援員を配置し、市町村との在宅医療・介護連携の推進を図るための事業を実施している。

- ア 管内市と筑紫医師会、関係団体との連携会議への参画

- 筑紫地区在宅医療・介護連携推進検討会議に委員として年3回出席
- 筑紫野市地域包括ケア推進会議 在宅医療・介護連携部会に委員として年2回出席

- イ 地域の医療介護連携の実態把握、課題の検討

- 医師会との情報交換・意見交換による現状・ニーズ把握
在宅医療提供体制充実強化事業地域包括ケア部会への参加
令和2年12月7日（19：30～20：30）
- 市との情報交換・意見交換により現状・ニーズ把握
ヒアリング（令和2年8月下旬）
- 在宅医療・介護に関するデータの分析・提供

精神保健係

1 精神保健医療福祉

当所では、精神保健福祉センター・市・医療機関・社会福祉関係機関・社会復帰施設等を含めた地域社会との緊密な連絡協調のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持向上を図るための諸活動を行っている。

(1) 管内精神科病院の入院者数（精神科病院月報より：各年度3月末現在）（単位：人）

年度	管内病床数	措置入院者数	医療保護入院者数	任意入院者数	その他入院者数	入院者数
平成29	1,311	5	678	433	9	1,125
平成30	1,311	7	649	441	8	1,105
令和元	1,311	10	638	432	12	1,092
令和2	1,311	4	668	402	10	1,084

*その他は、応急入院者、他県の措置入院者、一般入院者（法以外者）鑑定留置等による入院者

(2) 精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）

精神障がい者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを証する手段となることにより、交付を受けた者に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

また、通院による精神科医療を継続的に要する方に対しては、障がい者の日常生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく自立支援医療（精神通院）により、都道府県及び指定都市がその医療に関する費用の一部について、公費負担を行っている。なお、申請の受付は市町村が窓口となっている。

(3) 精神科病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、人権に配慮した適正な精神科医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進する観点から、管内6か所の精神科病院に対して精神科病院実地指導を行っている。

なお、同法に基づき、福岡県精神科病院実地指導要領が作成されており、実地指導を行っている。

(4) 申請・通報・届出等に関する対応

令和2年度申請・通報受理件数

（単位：件）

内 訳	22条 申請	23条 通報	24条 通報	25条 通報	26条 通報	26条の2 届出	計
実件数	0	27	6	0	9	0	42

*診察及び保護の申請（法22条）、警察官の通報（法23条）、検察官の通報（法24条）

保護観察所の長の通報（法25条）、矯正施設の長の通報（法26条）

精神科病院管理者の届出（法26条の2）

令和２年度措置診察の実施状況

(単位：件)

申請・通報 受理件数	措置診察 不要	措置診察の状況		緊急措置診察の状況		
		措置入院	措置入院 不要	緊急措置 診察実施	左のうち 緊急措置入院	左のうち 措置入院
4 2	2 1	8	0	1 3	1 1	1 1

(５) 入院患者の現地診察

措置入院者及び医療保護入院者の病状を把握するとともに適正な入院形態や人権を尊重した処遇を確保するために、県知事が指定する精神保健指定医による現地診察を実施している。新規措置入院者の入院後３ヶ月経過時（随時）や管内精神科病院実地指導時（年１回）に実施している。

令和２年度現地診察実施状況

(単位：件)

措置入院者	医療保護入院者	任意入院者	計
9	2 0	0	2 9

(６) 精神保健福祉相談

本人だけでなく家族や関係者からの多様な相談に対して、毎週水曜日に専門医師による精神保健福祉相談を行っている。同時に、思春期やアルコール問題についても定例相談を実施している。また、日常的に保健師による電話・来所相談も行っている。

ア 市町別 相談件数（定例相談、定例外相談の来所者・訪問・電話相談）

(単位：件)

年度	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	管外・不明	計
平成２９	3 4 3	3 4 7	5 0 1	2 2 7	2 2 8	1 0 9	1, 7 5 5
平成３０	4 7 4	5 1 6	4 0 6	2 0 7	1 2 3	1 8 3	1, 9 0 9
令和元	4 4 7	4 8 5	3 6 0	4 3 9	1 3 5	2 1 3	2, 0 7 9
令和２	2 3 0	4 4 6	3 8 9	1 2 2	4 0	2 0 6	1, 4 3 3

令和２年度の電話相談は１０２４件、来所相談は１０７件であった。

電話相談は、問題解決の糸口として大きな役割を果たしていると考えられる。

イ 分類別 相談件数（定例相談、定例外相談の来所者）

(単位：件)

年度	一般相談	老人精神	アルコール	思春期	その他	計
平成２９	1 1 0	6	5 3	1	1 1 5	2 8 5
平成３０	1 4 2	5	2 3	2 3	4 9	2 4 2
令和元	1 2 3	1	4 6	1 8	3 2	2 2 0
令和２	4 9	0	3 1	8	1 9	1 0 7

令和２年度の定例相談は６０件、定例日以外の来所相談は４７件であった。

(7) 訪問指導

生活の場である家庭等を訪問し、治療継続支援等を行いながら、対象者や家族が地域生活を維持できるよう、関係機関等と連携し対応している。

令和2年度訪問指導件数

(単位：件)

区分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	管外	計
実数	25	17	17	14	9	5	87
延数	58	105	79	34	16	10	302

2 精神障がい者社会復帰促進事業

保健・医療・福祉等の関係機関が連携して精神障がい者に対する充実した支援体制を構築するとともに、地域で安定した生活を希望する精神障がい者への障がい福祉サービスの提供を関係機関が協力して行うことにより、精神障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

(1) 事業方針

精神障がい者の地域移行を推進するため、精神科病院の退院支援と地域支援の有機的な連携を構築する。

(2) 事業内容

ア 精神障がい者地域支援関係機関会議

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を見送った。

イ 自立支援協議会（市の福祉部門）への参画

筑紫地区地域自立支援協議会の全体会、連絡会、各市ネットワーク会議、地域連携部会に出席している。

ウ 就労支援

個別支援の中で、就労や就労のための訓練を希望する相談者に対し、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターちくしの紹介等を行っている。

エ ケース会議及びサービス調整等に関する会議

困難事例等について、当所主催でケース会議を行っている。また、市の障がい福祉関係機関会議（自立支援協議会）、生活困窮者自立支援事業支援調整会議・要保護児童対策協議会実務者会議、病院主催のケース会議や医療観察法のケア会議等に参加し、支援を行った。

(令和2年度)

	支援対象者数		開催回数
	実人数	延人数	
ケース会議（当所主催）	19	22	22
医療観察法ケア会議	5	16	16
その他関係機関主催支援会議	49	61	31
計	73	99	69

オ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の取組状況に係る市町村ヒアリング

精神障がい者を地域で支えるためには、保健・医療・福祉の連携や地域支援体制の構築を図っていくことが重要であり、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、市町村をはじめとした関係機関における包括的かつ継続的な連携支援体制の確保が求められる。市町村単位での取組状況を把握し、現状や課題を明らかにするため、県内一斉にヒアリング調査を実施した。

3 精神障がい者地域定着推進事業

(1) 処遇プラン普及事業

平成25年度から平成27年度にモデル事業として実施した成果として、統合失調症患者を対象に症状悪化時における各支援機関の対応方法を記した処遇プランを集積し「精神障がい者地域定着推進事業処遇プラン事例集」として平成28年11月に県が作成した。今後は支援機関に対し処遇プランの普及に努める。

(2) こころの健康手帳活用事業

精神障がい者が主体的に安定した地域生活を継続でき、精神障がい者自らが今後の目標を持ち、希望する支援が受けられることを目的として「こころの健康手帳」を平成28年11月に県が作成した。この「手帳」は、平成28年度から平成30年度までのモデル事業として、保健所が支援機関等と協力して対象者を選定し活用を図るものである。筑紫地区においては筑紫地区地域自立支援協議会地域連携部会が作成している「私らしい暮らしの手帳」を先行して普及しているため、対象者の希望にあわせて「こころの健康手帳」と「私らしい暮らしの手帳」を対象者が選択できるよう普及に努めている。

4 精神障がい者訪問指導体制強化事業

保健師の訪問活動等を通して、医療機関受診が困難である等、精神科医の判断が必要と考えられる者に対して、精神科医が同行訪問し、専門的見地から本人・家族に助言を行うものである。今年度の実施事例はなかった。

5 精神障がいのある人の退院後支援

平成30年3月に厚生労働省から「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が発出されたのをうけ、福岡県では平成30年9月に「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」を定めて運用している。

(1) 実施内容

原則、措置入院者（緊急措置入院を含む）のうち、退院後支援に関する計画に基づく支援を受けることに同意した者を保健所長の判断により対象とし、「退院後支援に関する計画」を作成する（以下、「計画」とする）。「計画」は、原則、支援対象者の退院後の帰住先保健所が主体となって作成し、支援期間は原則6ヶ月である。

「計画」は措置入院者が退院後の地域生活を送る上で必要な支援を適切かつ円滑に受けることができるようにするため、自治体で作成する計画であり、本人のニーズに応じて必要な退院後の医療、障がい福祉サービス、介護その他の支援を調整し、計画を作成するもので、作成にあたっては、原則として、医療その他の支援関係者が参加する会議を開催する。

作成した「計画」は本人及び支援関係者に交付及び通知し、支援関係者で「計画」に基づいた支援を実施する。

(2) 令和2年度実施状況

内 容	人 数
措置入院者数（緊急措置入院のみを含む）（※）	26人
計画作成に同意するかどうか本人に確認を行った人数（※）	18人
計画作成に同意が得られた人数	13人
計画交付済みの人数	15人
計画作成中的人数	2人
計画に基づく支援を終了した人数	17人

※他保健所取扱い含む

6 自殺対策事業

平成24年以降、年間自殺者数が3万人を下回ったが、依然として深刻な状態であることから、筑紫地区の関係機関が効果的に連携し、地域住民のこころの健康維持・向上を図り自殺を予防してきた。

(1) 人材養成

ア ゲートキーパー養成研修（行政・民生委員・企業・一般住民対象）

日時	場所	参加者	内 容
令和2年11月10日 令和2年11月11日	春日市役所	63人	講演テーマ ①心のゲートキーパーの役割 ②適正飲酒
令和2年12月18日	筑紫野市役所	16人	

イ 若年層自殺対策研修

令和2年9月3日	筑紫総合庁舎	3人 (聖マリア学院大学実習生)	心のゲートキーパーの役割
令和2年10月9日	筑紫総合庁舎	8人 (中村学園大学実習生)	①心のゲートキーパーの役割 ②適正飲酒
令和2年12月24日	筑紫看護高等専修学校	35人	①心のゲートキーパーの役割 ②適正飲酒
令和3年2月16日	筑紫総合庁舎	7人 (西南女学院大学実習生)	①心のゲートキーパーの役割 ②適正飲酒

ウ 福岡県自殺未遂者支援研修

福岡ブロック内の保健所（筑紫・糸島・粕屋）において輪番で開催している。
令和元年度は粕屋保健福祉事務所が開催し、今年度は当所が担当予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。

(2) 普及啓発の強化

ア 庁舎内ロビーにグッズ設置

令和2年9月の自殺予防週間及び令和3年3月の自殺対策強化月間において、当事務所ロビーにポスター・チラシ・ウェットティッシュなどを設置した。

イ 管内5大学のキャンパスにグッズ設置

日時：令和3年3月（自殺対策強化月間）

対象：筑紫女学園大学、九州情報大学(太宰府キャンパス)、福岡国際大学
日本経済大学(福岡キャンパス)、九州大学(筑紫地区)

内容：キャンパス内に、自殺対策グッズの設置を依頼した。

(3) 地域での自殺対策の協議

ア 筑紫地区自殺対策関係機関連絡会議の開催

精神保健福祉部会と同時開催しているが、今年度は感染拡大防止のため、書面開催とした。

イ 実務担当者会議の開催

各市自殺対策担当者間で、意見交換や情報共有を行い、連携を図ることを目的として、実務担当者会議を開催している。

日時：令和2年12月11日

内容：①地域自殺対策推進センターからの情報提供等

②意見交換

(新型コロナウイルス感染症に関連した取り組み状況や、各市自殺対策担当者間で確認したいこと等)

③アディクション自助グループの紹介

7 アルコール依存症対策事業

市や関係団体と協力し、依存症患者及び家族の相談や支援を行うと共に、適正飲酒とアルコール依存症についての知識の普及に努めている。今年度は地域に出向き出前講座を行った。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下のため、2団体は中止・延期とした。

(1) アルコール出前講座

日時	場所	参加者	内 容
令和2年12月24日	筑紫高等看護専修学校	35人	講演 適正飲酒について

(2) 自助グループの定例会等への参加

各団体の定例会等へ参加し、活動の情報交換を実施している。今年度は新型コロナウイルス感染予防のため、これまでに定例会に参加したことがある団体の定例会には参加せず、代表者と面接や電話等でヒアリングを実施。

自助グループ支援（ヒアリング・参加日時順）

自助グループ名	年月日	場 所	内 容
GAちくし	令和2年6月24日	当所	代表者と面接
福岡無限会	令和2年6月15日		代表者と電話
大野城断酒友の会	令和2年7月8日	当所	代表者と面接
ギャマノン筑紫	令和2年7月13日	当所	代表者と面接
〃	令和2年7月29日	筑紫野市生涯学習センター	例会参加
AA (AA高宮ニューライフ)	令和2年10月7日		代表者と電話・メール
福岡アメシスト	令和2年10月13日	大野城まどかぴあ	例会参加
福岡県断酒協議会 ・福岡断酒友の会	令和2年10月30日		代表者に郵送でヒアリング用紙の記入を依頼

(3) 中小企業への減酒支援（飲酒行動改善促進事業）

管内の中小企業で減酒指導を実施。新型コロナウイルス感染予防のため健康教育の実施が難しいところには適正飲酒関連パンフレットを郵送し、社内指導で活用していただくよう依頼した。

年月日	場 所	対象事業所	講話内容	講 師
令和2年 11月9日	那珂川市	(株)安全タクシー 11人	アルコールの健康障害 アルコール依存症 適正飲酒	当所 保健師

令和2年 11月10日	那珂川市	(株)安全タクシー 10人	アルコールの健康障害 アルコール依存症 適正飲酒	当所 保健師
令和2年 11月12日	大野城市	NPO法人ワーカー ズコープ大野城事 業所 25人	アルコールの健康障害 アルコール依存症 適正飲酒	当所 保健師
令和2年 12月7日	大野城市	(株)CENEC 15人	アルコールの健康障害 アルコール依存症 適正飲酒	当所 保健師

(4) アルコール依存症に関する講話

当所で開催した自殺対策担当者会議で管内の自助グループの紹介を行い、自助グループ2団体の代表の方より自助グループや自身の体験について紹介。

日 時：令和2年12月11日（金） 11：00～11：30

場 所：筑紫総合庁舎 第2会議室

対象者：管内5市の自殺対策担当者6名、当所4名、精神保健福祉センター1名

(5) 適正飲酒指導（知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導）

平成24年3月に「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」が制定され、3年後の見直しとして平成27年3月に条例が改正されたことにより、飲酒運転対策がさらに強化された。改正内容として、平成27年9月21日以降に、初回の飲酒運転違反者として検挙された者は、受診義務として「指定医療機関による診察」もしくは「知事が指定する方法による飲酒行動に関する指導（適正飲酒指導）」を受ける義務が課せられた。

目的は、初回の飲酒運転違反者を対象に「適正飲酒指導」を実施し、飲酒行動の問題に気づかせ、アルコール健康障害についての知識を提供することにより、再犯の防止を促すと共に、アルコール健康障害の予防及び早期発見に資する機会とするものである。

開設日	令和2年度来所者数	居住地	医療機関紹介者
毎月第3木曜日 10：00～12：00	22人	管内 18人 管外 4人	0人

8 普及啓発活動

地域住民のこころの健康づくりの推進や、精神障がい者への理解を深め偏見をなくし、共に生活できる地域づくりを目的として講演会を開催している。

(1) 精神保健福祉講座（当所主催）

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を見送った。

(2) 精神保健福祉講演会 (市と共催)

年月日	場 所	参加者	テーマ	講 師
令和2年 11月25日	那珂川市 福祉センター	一般住民 等 26人	「日頃のストレスを 上手に抱える」	福岡女学院大学人間関 係学部心理学科 教授 奇 恵英 氏

9 精神障がい者等援助事業

(1) 精神障がい者家族会支援

精神障がい者家族会の支援として、定例会に参加し必要に応じて助言を行っている。令和元年度、家族会主催で実施した「精神保健福祉家族講座」は、感染拡大防止のため実施せず。

(2) 高次脳機能障害支援事業

保健医療介護部健康増進課において、高次脳機能障害に関する相談支援体制の充実や関係者による連携会議、研修会等に取り組んでおり、当所は研修会等に参加し、支援体制を整えている。

保健衛生課

食品衛生係

1 食品衛生

食品衛生法、福岡県食品衛生法施行条例及び福岡県ふぐ取扱条例に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止するため、食品営業関係施設や学校、病院等の集団給食施設の監視指導、食品及び食品添加物の収去検査業務等を行っている。

営業許可施設は別表のとおりで、営業者に対する食中毒予防講習会のほか食品衛生責任者養成講習会等各種講習会を実施し、食品衛生に関する知識の普及に努めている。

また、食品衛生広域専門監視班設置運営要綱により、平成9年4月から当所に食品衛生広域専門監視班(以下「広域専門監視班」という。)が設置され、筑紫、粕屋、糸島、宗像・遠賀保健福祉(環境)事務所管内にある同要綱で規定された特定業種及び流通拠点等(別表)の監視指導等の業務を行っている。

さらに、平成29年4月1日施行された福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例に基づき、食品の安全・安心の確保に努めている。

一方、筑紫食品衛生協会の育成指導を行い、特に協会の食品衛生指導員による施設の衛生指導等、自主衛生管理体制の確立を推進し食品の安全確保に努めている。

なお、消費者に対して食品の安全性等に関する正しい情報を伝えるため、講習会の開催やパンフレット・市町広報紙等を積極的に利用するなど啓発活動を実施している。

(1) 市町村別の許可を要する施設数(特殊形態営業は除く) (令和2年度末)

区 分	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	合 計
飲食店営業	821	658	573	426	333	2,811
喫茶店営業	90	53	79	31	34	287
菓子製造業	95	73	74	92	51	385
あん類製造業	0	0	0	1	0	1
アイスクリーム類製造業	4	1	0	2	2	9
乳処理業	0	0	0	1	0	1
乳製品製造業	1	0	1	0	1	3
乳類販売業	201	124	142	114	62	643
食肉販売業	106	97	94	61	54	412
食肉処理業	5	1	6	7	6	25
食肉製品製造業	0	0	2	1	1	4
魚介類販売業	88	82	72	46	42	330
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	2	0	0	1	0	3
食品の冷凍冷蔵業	3	3	18	9	8	41
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	2	3
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0
氷雪販売業	1	0	0	1	0	2
みそ製造業	4	1	0	1	0	6
しょうゆ製造業	3	0	0	2	1	6
ソース類製造業	1	0	1	0	0	2
酒類製造業	1	0	0	0	0	1
豆腐製造業	1	1	0	1	1	4

納豆製造業	0	0	0	1	0	1
乳酸菌飲料製造業	1	0	1	1	0	3
めん類製造業	6	4	9	6	2	27
そうざい製造業	19	9	10	11	19	68
かん詰びん詰食品製造業	4	1	2	0	0	7
添加物製造業	0	0	0	0	1	1
食用油脂製造業	1	0	1	0	2	4
食品販売業	127	120	116	84	61	508
計	1,586	1,228	1,201	900	683	5,598

(2) 許可を要しない施設数の年次推移

施設区分 \ 年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
給食施設	178	179	182	184	188
食品製造業	182	194	187	236	247
食品等販売業	2,851	2,868	2,851	2,744	2,490
計	3,211	3,241	3,220	3,164	2,925

(3) 新規・更新許可件数

(令和2年度)

区 分	食 品 衛 生 関 係		福 岡 県 条 例 関 係		合 計
	新 規	更 新	新 規	更 新	
件 数	533	710	43	86	1,372

(4) 講習会・衛生教育実施状況

(令和2年度)

区 分	食中毒予防 講 習 会	衛生教育	合 計
実施回数	5	0	5
参加人員	359	0	359

(5) 食中毒発生状況

令和2年の福岡県における食中毒の発生状況は発生件数31件、患者数674人（うち死者0名）である。

当所管内での発生状況は発生件数0件、患者数0人である。

(6) 食品苦情

(令和2年度)

区 分	有症苦情	異物混入	異臭・腐敗・カビ	その他	合 計
件 数	23	18	3	41	85

(7) 食品の収去検査状況（検体数）

(令和2年度)

食 品 種 類	筑 紫	専門監視班	合 計	不 適 数
そうざい	33	13	46	2
弁当類	9	0	9	1
魚介類及びその加工品	8	30	38	0
肉、卵類及びその加工品	7	31	38	0

乳及び乳製品等	0	10	10	0
乳類加工品	0	6	6	0
アイスクリーム類、氷菓	3	18	21	0
穀類及びその加工品	0	0	0	0
野菜類及びその加工品	3	63	66	1
菓子類	12	13	25	3
清涼飲料水	0	15	15	0
酒精飲料	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0
水	0	0	0	0
容器包装詰加圧加熱殺菌食品	0	0	0	0
かん、びん詰め食品	0	0	0	0
冷凍食品	0	13	13	0
その他の食品	0	0	0	0
洗浄剤	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
合 計	75	212	287	7

不適数：成分規格不適合及び福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合の合計

(8) 広域専門監視班監視対象施設数

(令和2年度)

業種・種類		筑 紫	粕 屋	糸 島	宗像・遠賀	合計
特 定 業 種	乳処理業	1	0	1	0	2
	特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	3	2	4	1	10
	魚肉練り製品製造業	3	7	4	10	24
	缶詰、瓶詰食品製造業	7	7	3	7	24
	あん類製造業	1	1	0	2	4
	アイスクリーム類製造業	12	5	8	12	37
	食肉製品製造業	4	12	8	4	28
	乳酸菌飲料製造業	3	0	1	0	4
	食用油脂製造業	4	3	1	2	10
	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0
	添加物製造業	1	7	0	1	9
	食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
	清涼飲料水製造業	3	8	6	3	20
	飲食店営業（大量調理施設）	11	17	0	5	33
	菓子（パンを含む）製造業（卸）	12	15	4	6	37
	食品の冷凍又は冷蔵業	38	73	10	28	149
	食肉処理業	26	31	11	10	78
	みそ製造業	6	10	6	8	30
	醤油製造業	6	8	5	3	22
	ソース類製造業	2	3	1	0	6
	酒類製造業	1	3	2	3	9

	豆腐製造業	4	2	5	12	23
	納豆製造業	1	0	2	1	4
	めん類製造業	22	20	10	15	67
	そうざい製造業	23	52	9	13	97
	氷雪製造業	0	1	0	2	3
流通拠点・特定業種	水産物市場（魚介類せり売り業）	0	0	0	1	1
	集積センター	1	5	0	3	9
	青果市場（総合市場含む）	1	0	0	1	2
	大規模小売店舗	14	10	1	8	33
	食品製造業	236	166	255	320	977
	添加物の製造業（法定による規格がないもの）	1	0	1	1	3
合 計		447	468	358	482	1,755

（９）広域専門監視班監視件数

（令和２年度）

業 種 区 分	筑 紫	粕 屋	糸 島	宗像・遠賀	計
許 可 業 種	130	182	113	85	510
流 通 拠 点 等	24	12	1	12	49
そ の 他 の 業 種	9	19	15	16	59
合 計	163	213	129	113	618

（10）総合衛生管理製造過程承認状況

（令和２年度）

種 別		筑 紫	粕 屋	糸 島	宗像・遠賀	計
乳・乳製品	施設数	2				2
	承認件数	2				2
食肉製品	施設数		1			1
	承認件数		1			1
合 計	施設数	2	1			3
	承認件数	2	1			3

承認食品	乳・乳製品	牛乳・加工乳・脱脂乳・乳酸菌飲料
	食肉製品	加熱食肉製品（包装後加熱・加熱後包装）

生活衛生係

1 動物管理

狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、もって公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。当所では管内各市の協力のもと、放し飼い等不適切な飼養者に対する計画的な巡回指導及び野犬の捕獲を行い、狂犬病の予防並びに咬傷事故等の発生防止に努めている。

また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、やむを得ず飼えなくなった犬・猫の引き取りを行っている。

その他、管内市、地元獣医師会及び動物愛護推進員と協力し、「犬・猫の正しい飼い方の啓発」や「動物愛護教室」を開催するなどの動物愛護推進事業を行っている。

(1) 畜犬登録及び狂犬病予防注射頭数

年度 市名	平成 3 0		令和元		令和 2	
	登録数	注射数	登録数	注射数	登録数	注射数
筑紫野市	5,843 (419)	3,174	4,924 (383)	3,261	4,897 (523)	3,430
春日市	4,488 (365)	3,013	4,328 (335)	3,003	4,372 (426)	3,153
大野城市	4,151 (313)	2,750	4,152 (344)	2,720	4,189 (415)	2,779
太宰府市	3,437 (249)	2,377	3,329 (266)	2,348	3,338 (256)	2,313
那珂川市	2,573 (150)	1,821	2,579 (182)	1,870	2,510 (215)	1,740
計	20,492 (1,496)	13,135	19,312 (1,510)	13,202	19,306 (1,835)	13,415

()内は新規登録

(2) 捕獲犬頭数及び返還犬頭数

年度 市名	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
筑紫野市	5 (4)	11 (10)	3 (3)	5 (1)	3 (1)
春日市	12 (10)	7 (6)	9 (8)	4 (4)	2 (1)
大野城市	8 (3)	6 (5)	6 (1)	8 (8)	0 (0)
太宰府市	9 (6)	3 (3)	3 (2)	7 (7)	2 (2)
那珂川市	2 (1)	6 (4)	9 (2)	0 (0)	1 (0)
計	36 (24)	33 (28)	30 (16)	24 (20)	8 (4)

()内は返還犬頭数

(3) 被咬傷者数及び咬傷犬頭数

年度 市名	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
筑紫野市	2 (2)	3 (3)	1 (1)	4 (4)	1 (1)
春日市	3 (3)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
大野城市	4 (4)	5 (5)	4 (3)	1 (2)	4 (4)
太宰府市	4 (4)	3 (3)	1 (2)	0 (0)	4 (4)
那珂川市	0 (1)	2 (2)	4 (4)	4 (4)	2 (2)
計	13 (14)	13 (13)	11 (11)	10 (11)	12 (12)

()内は咬傷犬頭数

(4) 飼えなくなった犬・猫の引取頭数 (法第35条第1項)

年度 市名	平成 28		平成 29		平成 30		令和元		令和 2	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	5	6	2	17	18	3	0	0	0	0
春日市	2	9	1	0	6	1	12	2	0	0
大野城市	4	31	2	6	2	5	3	7	0	0
太宰府市	1	6	23	5	2	0	1	0	4	1
那珂川市	3	3	2	18	0	1	0	0	0	0
計	15	55	30	46	28	10	16	9	4	1

(5) 所有者不明(警察署等からの引取り)の犬・猫の頭数 (法第35条第3項)

年度 市名	平成 28		平成 29		平成 30		令和元		令和 2	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	12	29	16	42	7	14	8	15	3	1
春日市	14	8	13	13	8	29	2	17	7	1
大野城市	17	28	9	33	7	20	3	7	7	15
太宰府市	6	15	5	8	4	13	13	7	2	6
那珂川市	6	33	11	13	10	15	8	6	4	5
管外	—		2		1	4	0	5	0	0
計	55 (33)	113 (5)	57 (37)	111 (5)	37 (20)	95 (3)	34 (24)	57 (2)	23 (16)	28 (0)

()内は返還頭数

(6) 負傷犬・猫の収容頭数

年度 市名	平成 28		平成 29		平成 30		令和元		令和 2	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
筑紫野市	1	4	2	4	2	3	4	3	0	4
春日市	1	9	0	7	2	8	0	5	2	6
大野城市	1	6	1	3	2	9	0	9	1	13
太宰府市	0	4	0	8	5	5	3	6	1	4
那珂川市	1	2	0	2	0	3	1	5	3	6
計	4 (2)	25 (1)	3 (1)	24 (1)	11 (8)	28 (0)	8 (5)	28 (1)	7 (4)	33 (1)

()内は返還頭数

(7) 実施した愛護事業

事業	回数等	開催場所等
動物愛護フェスティバル	1 回	だざいふ遊園地
老犬との暮らし方セミナー	1 回	春日市
犬のしつけ方教室	1 回	春日市・那珂川市共催

2 環境衛生

当所管内は、福岡市のベッドタウンとして都市化が進展しており、それに伴い生活様式や住民ニーズが多様化してきていることから、環境衛生関係の営業施設に対し、公衆衛生の向上と公共の福祉に適合させることを目的に、監視指導等を実施している。

(1) 環境衛生関係営業施設に対する指導

旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所及びクリーニング所等の許可確認並びに届出の受理を行うとともに、衛生に関しての監視指導を実施している。

環境衛生関係営業施設数

令和3年3月31日現在

業 種	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
興 行 場	13	3	9	1	2	28
公 衆 浴 場	17	7	6	6	5	41
旅 館	19	7	8	8	9	51
理 容 所	61	91	57	37	35	281
美 容 所	168	170	160	79	66	643
クリーニング所	55	91	80	49	29	304
特 定 建 物	23	23	20	18	4	88
プ ー ル	1	6	6	3	1	17
計	357	398	346	201	151	1453

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係

延床面積が3,000 m²以上の「特定建築物」(用途が学校の場合は8,000 m²以上)の届出を受理するとともに、衛生的維持管理についての管理指導を実施している。

また、建築物の衛生管理を行う業の知事への登録申請について審査等を行うとともに、監視指導を実施している。(本登録制度は昭和56年度から開始された。)

ア 特定建築物の届出

令和3年3月31日現在

業 種	筑紫野市	春 日 市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
興 行 場	0	0	0	0	0	0
百 貨 店	6	2	3	1	0	12
集 会 所	3	1	1	3	1	9
図書館・博物館・美術館	0	0	1	2	0	3
遊 技 場	1	1	2	0	0	4
店 舗	6	8	6	3	1	24

事 務 所	5	10	5	3	2	25
学 校	0	1	1	5	0	7
旅 館	2	0	1	1	0	4
計	23	23	20	18	4	88

イ ビル管理業務登録数

業種 \ 年度	平成 3 0	令和元	令和 2
建 築 物 清 掃 業	8	8	8
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	2	2	2
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	1	1	1
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	20	19	18
建 築 物 配 水 管 清 掃 業	3	3	3
建 築 物 ね ず み 昆 虫 等 防 除 業	6	6	6
建 築 物 環 境 衛 生 一 般 管 理 業	0	0	0
計	40	39	38

(3) 水道施設の概況

水道法に基づき、専用水道及び簡易専用水道については、安全な飲料水の確保のため、水質検査の実施や水道施設の維持管理の徹底等を指導している。

また、福岡県飲用井戸等衛生対策実施要領に基づき、小規模貯水槽水道や飲用井戸等の相談について、指導助言を行っている。

なお、市における水道関係事務については、平成 2 5 年 4 月 1 日をもって県から市に権限を委譲した。

感染症係

1 結核対策

当所では、結核対策の一環として、結核患者の管理、結核医療費の公費負担手続き、接触者の健康診断等を実施している。特に、結核患者の管理については、本人との面接を通じて、直接服薬確認療法の取り組みを強化し、治療完了を徹底することとしている。

(1) 結核患者の発生状況

結核の発生状況については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づく医師からの届出、結核医療費の公費負担申請等によって把握している。

表1 結核登録者及び新登録患者数

区分	年	各年10月1日	登録患者数	新規登録患者数※1	全結核罹患率※2
		現在人口（人）	（人）	（人）	
全国総数	H29	126,756,698	39,670	16,789	13.3
	H30	126,443,000	33,539	15,590	12.3
	R1	126,167,000	34,523	14,460	11.5
福岡県	H29	5,110,338	778	732	14.3
	H30	5,111,949	630	594	11.6
	R1	5,110,113	624	272	10.6
筑紫管内	H29	436,116	115	47	10.9
	H30	439,738	97	35	8.0
	R1	437,301	105	43	9.8
筑紫野市	H29	102,326	28	12	11.7
	H30	103,776	28	11	10.6
	R1	102,624	23	3	2.9
春日市	H29	110,885	29	12	10.8
	H30	113,207	24	11	9.7
	R1	111,143	28	14	12.6
大野城市	H29	100,427	21	10	10.0
	H30	100,702	16	5	5.0
	R1	106,017	24	10	9.4
太宰府市	H29	72,292	21	8	11.0
	H30	71,789	19	5	7.0
	R1	72,313	18	9	12.4
那珂川市	H29	50,186	16	5	10.0
	H30	50,264	10	3	6.0
	R1	50,204	12	7	13.9

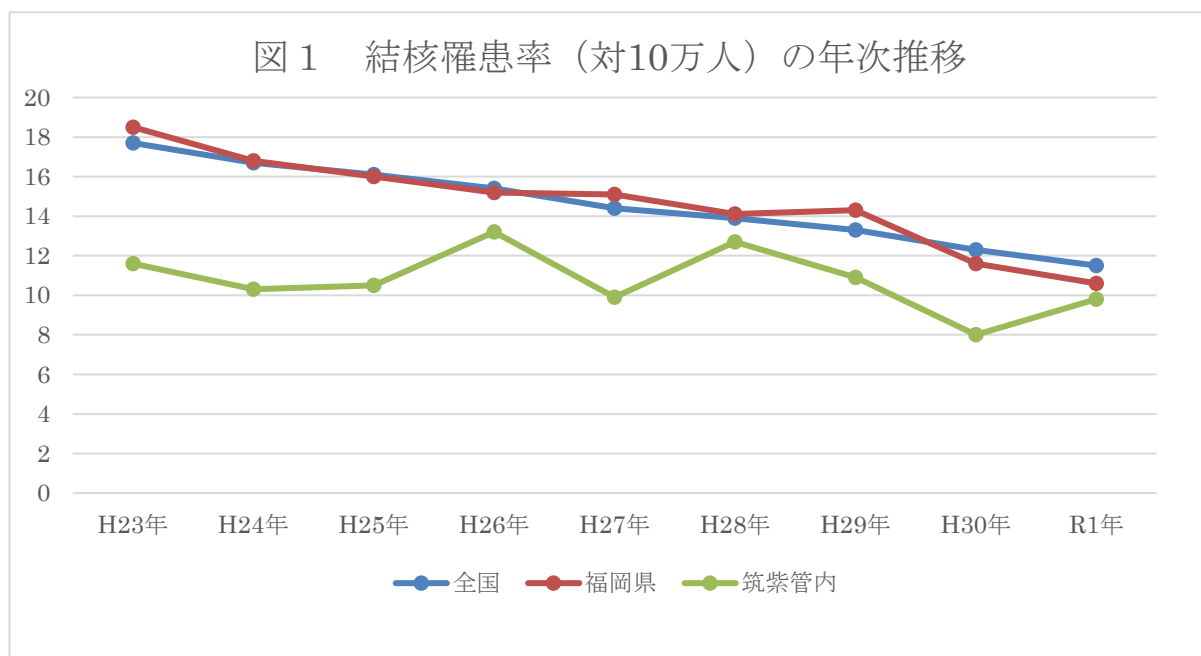
※1 新規登録患者数：1年間に新たに結核と診断され、医師から保健所に届けられた者のうち潜在性結核感染症を除いた患者数

※2 全結核罹患率（人口10万対）：年間新規登録結核患者数÷総人口×10万

(2) 全結核罹患率（人口10万対）の推移

平成11年の国の「結核緊急事態宣言」以降、全結核罹患率は年々減少し、令和元年の全結核罹患率は11.5（全国）、10.6（福岡県）となっている。

また、当所管内においては、全国及び福岡県の平均を下回り全体として減少しており、令和元年の罹患率は9.8となっている。



(3) DOTS（直接服薬確認療法）の取組み

結核患者の治療完遂をめざし、医療機関等の連携し、DOTSカンファレンスを開催するなど、患者一人一人の生活に合わせた服薬支援を行っている。

また、DOTS事業の従事者（医師、看護師、薬剤師等）を対象とした研修を実施している。

表2 令和2年DOTS実施状況

全結核患者に対するDOTS実施率			潜在性結核感染症の者に対するDOTS実施率		
対象者数 (人)	実施者数 (人)	実施率 (%)	対象者数 (人)	実施者数 (人)	実施率 (%)
39	39	100	23	23	100

*DOTS実施率：DOTSを実施した患者／対象年の新登録患者（転入者を含む）※

※ 治療開始前又は治療開始後1か月未満に死亡した者及び転出者を除く（潜在性結核感染症は別途集計）

(4) 感染症の診査に関する協議会の開催

結核患者に対する就業制限（法第18条）、入院勧告（法第20条）及び通院に係る医療費公費負担申請（法第37条の2）について、感染症の診査に関する協議会へ諮問し、適切な勧告、治療内容の適正化及び経済的負担の軽減を図っている。

表 3 令和 2 年度諮問件数

() 内数は令和元年度件数

種 別		就業制限	入院勧告	医療費公費負担申請
諮問件数		17 (22)	46 (60)	80 (82)
結 果	合 格	17 (22)	46 (60)	75 (82)
	不合格	0 (0)	0 (0)	4 (0)
	保 留	0 (0)	0 (0)	1 (1)

(5) 接触者の健康診断

結核患者の早期発見と二次感染防止を図ることを目的として、結核患者の家族及び接触者の健康診断を実施している。

表 4 患者家族（同居家族のみ）健康診断実施状況

区分 年度	対象数 A	受診者数 B	受診率 (B/A)%	発見 患者数 C	発見率 (C/B)%	潜在性結 核感染症 D	発見率 (D/B)%
平成 28	61	61	100.0	0	0.0	4	6.6
平成 29	45	45	100.0	0	0.0	1	2.2
平成 30	37	37	100.0	0	0.0	3	8.1
令和元	68	68	100.0	0	0.0	2	2.9
令和 2	18	15	100.0	0	0.0	1	0.1

表 5 接触者(同居家族以外の家族を含む)健康診断実施状況

区分 年度	対象数 A	受診者数 B	受診率 (B/A)%	発見 患者数 C	発見率 (C/B)%	潜在性結 核感染症 D	発見率 (D/B)%
平成 28	251	247	98.4	0	0.0	4	1.6
平成 29	256	255	99.6	0	0.0	10	3.9
平成 30	476	448	94.1	0	0.0	7	1.6
令和元	754	734	97.3	1	1.4	5	6.8
令和 2	131	129	97.3	0	0.0	4	0.0

(6) 訪問指導

結核患者の発生届の受理後、速やかに訪問指導を行い、結核についての説明や発病状況の疫学調査を実施することにより、発病予防や確実な受療の指導を行っている。

表 6 訪問指導件数

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
訪問指導延数	146	228	149	168	4

(7) 管理検診及び医療機関への病状確認

結核登録患者の病状経過を把握し適切に管理するため、当所で精密検査を実施しているほか、医療機関で経過観察中の患者の病状把握に努めている。

表7 管理検診及び医療機関への病状確認実施状況

年度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
保健所実施	35	38	30	20	17
医療機関	156	118	102	210	47
計	191	156	132	230	64
要医療者数	0	0	0	0	0

(8) 結核定期健康診断

結核患者の早期発見のため、以下の施設では、法に基づき、定期の健康診断を実施し、健康診断の結果を管轄保健所へ報告することとなっている。

表8 定期の健康診断の実施者及び対象者

実施主体	対象者	期間
市町村長	居住する者 (65歳以上)	毎年度
	特に必要と認められる者	市町村が定める期間
学校長	大学、高校、高等専門学校、専修学校又は各種学校 (修業年限 1 年未満を除く) の学生又は生徒	入学時
施設長	矯正施設の収容者 20歳以上 社会福祉施設の入所者 65歳以上	毎年度
事業者	学校 (専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く)、病院・診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設の従事者	毎年度

表9 令和2年度結核定期健康診断事業者別実施状況

(当所報告分)

区 分	事業者 (人)	学校長 (人)	施 設 の 長 (人)		計
			刑事施設	社会福祉施設	
健康診断受診者数	10,494	6,669	該当なし	1,008	18,171
間 接 撮 影 者 数	1,189	5,070		202	6,461
直 接 撮 影 者 数	9,312	1,599		806	11,717
喀 痰 検 査 者 数	2	0		0	2
発 見 者 数	0	0		0	0

表 1 0 管内市町が実施する定期健康診断（65 歳以上）

区分	年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
筑紫管内	平成 30	101,555	9,664	9.5
	令和元	100,193	9,398	9.4
	令和 2	103,481	10,610	10.3
筑紫野市	平成 30	25,170	2,889	11.5
	令和元	25,874	2,868	11.1
	令和 2	24,345	2,889	11.9
春日市	平成 30	24,084	2,222	9.2
	令和元	21,261	1,974	9.3
	令和 2	25,385	2,379	9.4
大野城市	平成 30	21,494	1,860	8.7
	令和元	21,813	1,880	8.6
	令和 2	22,295	2,801	12.6
太宰府市	平成 30	19,743	1,659	8.4
	令和元	19,869	1,601	8.1
	令和 2	20,080	1,465	7.3
那珂川市	平成 30	11,164	1,034	9.3
	令和元	11,376	1,075	9.4
	令和 2	11,376	1,076	9.5

(9) 小・中学校の結核健康診断

小学 1 年生及び中学 1 年生の結核定期健康診断については、従来のツベルクリン反応検査及び B C G 接種による方法が平成 1 5 年に廃止され、問診票による健診に変更された。

問診票の結果により健康診断の検討が必要な場合は、筑紫地区小中学校結核対策協議会専門部会で協議し、精密検査の要否を決定している。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染とその感染拡大防止のため書面での開催とした。

表 1 1 令和 2 年度筑紫地区小中学校結核対策協議会専門部会開催状況

	日 時	検討者数	協 議 結 果		
			精密不要	要精密	保留
第 1 回	令和 3 年 1 月 2 5 日	4 7	2 0	2 7	0
第 2 回	令和 3 年 3 月 5 日	4 8	3 0	1 8	0
計		9 5	5 0	4 5	0

(10) 予防接種法に基づく予防接種（B C G 接種）

平成 19 年の法の改正に伴い、B C G 接種は予防接種法に基づき実施することとなった。また、平成 2 5 年 4 月 1 日に、B C G の定期接種対象者は、「生後 6 月に至るまでの間にある者」から、「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に改正された。

表 1 2 BCG 接種状況

市町	年度	対象者（人）	受診者（人）	受診率（％）
管内	平成 2 8	4, 246	4, 195	98. 8
	平成 2 9	4, 186	3, 978	95. 0
	平成 3 0	3, 943	3, 939	99. 8
	令和 元	3, 857	3, 808	98. 7
	令和 2	3796	3798	100. 1
筑紫野市	平成 2 8	933	948	101. 6
	平成 2 9	946	919	97. 1
	平成 3 0	920	901	97. 9
	令和 元	894	978	100. 9
	令和 2	949	978	103. 1
春日市	平成 2 8	1, 066	948	99. 7
	平成 2 9	1, 017	919	92. 7
	平成 3 0	944	922	97. 7
	令和 元	934	868	92. 9
	令和 2	914	560	94. 1
大野城市	平成 2 8	1, 025	1, 111	108. 4
	平成 2 9	1, 037	1, 022	98. 6
	平成 3 0	1, 001	1, 065	106. 3
	令和 元	995	979	98. 4
	令和 2	948	963	100. 9
太宰府市	平成 2 8	678	591	87. 2
	平成 2 9	697	651	93. 4
	平成 3 0	604	568	94. 0
	令和 元	582	580	99. 7
	令和 2	560	565	101. 6
那珂川市	平成 2 8	544	482	88. 6
	平成 2 9	489	443	90. 6
	平成 3 0	474	483	101. 8
	令和 元	452	403	89. 2
	令和 2	425	432	101. 6

2 感染症

（１）感染症対策

感染症患者の発生状況は、法に基づく医師からの届出により把握し、積極的疫学調査、就業制限、入院勧告及び消毒などの措置等を迅速に実施することにより、感染症の拡大防止に努めている。また、感染症に関する正しい知識の普及・啓発のため、社会福祉施設や高齢者介護施設等に対して研修会や巡回相談等を行っている。

表 1 3 全数把握疾患発生届出件数（1 類・2 類感染症を除く）

類別	感染症名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
3 類	コレラ	0	0	0
	細菌性赤痢	0	0	0
	腸管出血性大腸菌感染症	11	11	25
	腸チフス	0	0	0
	パラチフス	0	0	0
	計	11	11	25
4 類	A 型肝炎	0	0	1
	E 型肝炎	1	0	0
	レジオネラ症	3	3	1
	日本紅斑熱	0	0	0
	つつが虫病	0	1	0
	デング熱	0	0	0
	マラリヤ	0	0	1
	計	4	4	3
5 類	アメーバ赤痢	1	4	1
	ウイルス性肝炎(A 型・E 型を除く)	1	2	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	0	0
	後天性免疫不全症候群	3	0	0
	梅毒	24	24	27
	急性脳炎	1	3	0
	風しん	17	0	0
	ジアルジア	0	0	0
	カルパネム耐性腸内細菌感染症	16	12	28
	麻しん	11	1	0
	水痘（入院例）	1	3	3
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	1	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	16	15	5
	百日咳＊	61	40	5
	計	156	105	69

（2）特定感染症対策

ア 特定感染症（エイズ・性感染症）相談・検査

国内のH I V感染者数及びエイズ患者数はほぼ横ばい傾向にあり、令和元年度の福岡県内のH I V感染者は4 4 名、エイズ患者は2 9 名（平成3 0 年H I V感染者3 9 名、エイズ患者3 3 名）と、前年に比較し HIV 感染者は増加、エイズ患者は減少している。診断時においてエイズを発症している割合が3 割を超えていることから、早期発見のための普及啓発等予防に向けた取り組みを実施している。

また、平成1 3 年度より梅毒検査、平成1 6 年3 月よりクラミジア検査、平成2 5

年度より淋菌検査を追加し、クラミジア検査を尿検査とした。

表 1 4 特定感染症検査件数

年度 区 分		平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
筑紫保健所 特定感染症 検査件数	HIV（迅速）	436	523	477	450	53
	HIV（通常）	0	2	1	1	1
	梅 毒	197	506	461	434	50
	クラミジア	191	260	280	260	29
	淋 菌	192	259	280	260	29

イ 啓発活動特定感染症検査実施状況

H I V検査普及週間（6月1日～7日）及び世界エイズデー（12月1日）に併せ、対象者の利便性を配慮し、例年、平日夜間及び休日のエイズ相談検査を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、実施していません。

（3）肝炎対策

当所では、B型肝炎及びC型肝炎の相談及び検査（無料）を実施している。

表 1 5 肝炎相談・検査実施状況

年度 区分	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2
相談件数	91	64	83	51	0
検査件数	93	92	137	85	10

（4）予防接種対策

予防接種法に基づく定期予防接種の円滑な実施のため、予防接種連絡協議会の各関係機関と連携を図りながら、予防接種の事故防止や健康被害発生防止等の指導を管内関係市町に対し行うとともに、予防接種に関する正しい知識について、住民への普及啓発に努めている。

（5）新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月13日施行）及び福岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年9月改定）に基づき、関係機関と連携し、新型インフルエンザ様の患者発生を想定した訓練及び新型インフルエンザ等に関する連絡会議を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の会議が優先し、未実施。

（6）新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症については、指定感染症として定める等の政令が令和2年2月1日から施行され、感染症法に基づく対策を講じてきた。当初の指定期限令和

3年1月31日については、1年間延長された。

しかしながら、2月3日の感染症法の改正により「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症の追加）」に変更、2月13日から施行され、同時に指定感染症としての取り扱いについては廃止となった。

本改正後、基本的な対応措置の範囲に概ね変更はなく、当所においては、引き続き、感染の早期終息に向けて、より実効性の高い確実な取り組みを行っていくための対策を講じていく。

1) 令和2年度の取り組み

ア 相談体制整備

- ・2月7日（前年度）～「帰国者・接触者相談センター」において、県民からの受診相談に対応。また、別途一般相談窓口も設置し、受診相談以外についても対応。
- ・10月30日～「受診・相談センター」において設置。

イ 検査体制整備

- ・3月5日（前年度）～帰国者・接触者外来の行政検査（PCR検査）を保健環境研究所において実施。

ウ 調査体制整備

- ・患者発生に伴い積極的疫学調査、職場調査、施設調査等と併せて、クラスター対策を実施。

エ 患者の移送体制整備

- ・陽性患者の入院先、宿泊療養先への移送を実施。

オ 療養中の患者等の健康状態の確認

- ・患者、濃厚接触者に対する健康観察を実施。

カ 地域住民への啓発

- ・保健所ホームページを県庁新型コロナウイルスポータルページにリンクさせて、新型コロナウイルス感染症に対する情報提供を実施。

2) 取り組み結果

ア 相談体制整備

- ・帰国者・接触者相談センター相談員（2～4名）を配置。
ピーク時は、228件/日の相談があり、延べ相談件数約10,000件。
- ・相談・受診調整の主担当者を1名配置し、管内医療機関との連絡・連携を取りながら、受診調整を実施。

イ 検査体制整備

- ・新型コロナウイルス対応支援員（2 名）で、検査準備（検体の採番、検査台帳記入、検査出しシートの準備等）、検体搬入時検体確認、保健環境研究所、所内検査課への検体搬入を実施。

検査のピーク時は、208 件/日

ウ 調査体制整備

- ・患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する接触者や施設の対応、休業や自粛等の必要な対応の助言をしながら、対応の継続と強化を行ってきた。
- ・病院や高齢者施設等における施設内感染対策を必要時現場に出向き指導、助言を行っている。
- ・学校等と連絡・連携し感染対策の方針の提示及び学校等の濃厚接触者へ連絡し健康観察等を行い感染拡大防止の指導、助言を図っている。
- ・積極的疫学調査・接触者調査に携わる所内職員間の情報交換や連携を図っている。

エ 患者の移送体制整備

- ・保健所の感染症対応の公用車（1 台）で、患者宅から病院への移送や患者宅から宿泊療養施設への移送を行っている。
- ・必要時県庁へタクシーや民間契約している車両の要請を行っている。
- ・重症患者、症状の急変の場合には、消防本部と連携を図り、救急搬送について協力を得ている。

オ 療養中の患者等の健康状態の確認

- ・療養中の患者の健康観察は、患者数の増加に併せて所内関係各課の支援で分担して実施している。ピーク時は患者約 50 人/日程度実施。
- ・濃厚接触者の健康観察も、患者数の増加に伴い増加するため、患者と同様に関係各課の支援で分担して実施している。

カ 地域住民への啓発

- ・福岡県のホームページの掲載や報道発表を通じての広報活動。
- ・各種会議や事務連絡時に市へ住民への新型コロナウイルス感染症拡大防止の啓発を依頼している。
- ・患者調査や接触者調査を通じての家族、事業所、福祉施設等に感染拡大防止の指導を行っている。

3) 地域との連携会議等

新型コロナウイルス感染症が指定感染症となり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（令和 2 年 3 月 14 日施行）及び新型コロナウイルス感染症緊急対応策を決定した。これに基づき当所管内での関係機関と連携し患者発生時の対応や感染予防対策に関する連絡会議を実施している。

表 1 6 新型コロナウイルス感染症対策取組み状況

実施日	内 容	参加機関
令和 2 年 4 月 2 日	5 市との情報交換 会	管内 5 市担当部長・課長等職員、筑紫保健福祉環境事務所
令和 2 年 6 月 4 日	筑紫地区新型コロナ ウイルス感染症 対策連絡会議	接触者外来設置医療機関（福岡大学筑紫病院、済生会二 日市病院、福岡徳洲会病院、自衛隊福岡病院の医師・担 当者）、筑紫医師会、筑紫歯科医師会、筑紫薬剤師会、 春日・大野城・那珂川消防本部、筑紫野・太宰府消防本 部、筑紫野警察署、春日警察署、管内 5 市担当者、筑紫 保健福祉環境事務所
令和 2 年 9 月 1 0 日	災害時における新 型コロナウイルス 感染症濃厚接触者 の避難に係る協議	筑紫野市関係課職員、筑紫保健福祉環境事務所
令和 2 年 9 月 2 8 日	災害時における新 型コロナウイルス 感染症濃厚接触者 の避難に係る協議	太宰府市関係課職員、筑紫保健福祉環境事務所

社会福祉課

母子父子寡婦福祉・婦人保護分野での相談支援業務、介護保険法における介護保険事業者・障害者総合支援法における指定障害福祉サービス事業所等の指定、児童福祉・高齢者福祉・身体・知的障がい者福祉分野での広域連絡調整、社会福祉法人に関する事務などを行っている。

1 婦人及び母子父子寡婦福祉

(1) 婦人相談

夫婦間のトラブル、借金等に伴う経済破綻など様々な問題を抱える女性からの相談に応じ、生活の立て直し等自立に向けた支援を行っている。

また、配偶者からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、啓発活動を行うとともに、福岡県女性相談所や各市等の関係機関と連携し、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、相談、調査、指導、援助等を行い、問題解決を図っている。

婦人相談件数の推移

(実数、単位：人)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
2 9 4	2 6 5	2 7 0	2 6 3	2 3 0

(2) 福岡県配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議

配偶者からの暴力の被害者に対する迅速な対応及び自立を支援するため、関係機関等が密接な連携及び協力関係を築き、筑紫地域における被害者の保護・自立支援施策の推進を図ることを目的に開催している。

(3) 母子父子寡婦福祉

母子父子寡婦世帯の経済的自立の助長とその世帯の児童の育成を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付並びに生活相談に応じ、その自立に必要な指導を行い福祉の増進に努めている。

母子父子寡婦相談件数

(実数、単位：人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生 活 一 般	4 8 5	1 9 5	2 2 1	3 2 5	2 7 3
児 童	5 3	1	4 1	9 3	2 2
生 活 援 護	1, 7 3 2	1, 5 2 1	1, 2 6 9	1, 9 2 6	1, 3 1 2
そ の 他	2 5	5	4 0	5 6	7
計	2, 2 9 5	1, 7 2 2	1, 5 7 1	2, 4 0 0	1, 6 1 4

令和 2 年度 母子父子寡婦福祉資金の新規貸付件数

事業 開始	事業 継続	住宅	就職 支度	技能 習得	生活	転宅	修学	修業	就学 支度	医療 介護	結婚	計
0	0	0	0	1	0	1	1 9	0	2 1	0	0	4 2

2 介護保険事業

介護保険法に基づく介護保険事業者の指定及び更新（有効期間：6年）事務を行っている。

(1) 令和2年度 介護保険事業者申請等受付状況

施設の種類	新規申請	変更届	廃止	休止	再開	更新
訪問介護	7	1 0 0	7	3	0	1 1
訪問入浴介護	0	8	0	0	0	0
訪問看護	8	4 3	0	1	1	3
通所介護	8	1 2 9	7	0	0	1 2
福祉用具貸与	1	1 7	0	0	0	4
特定福祉用具販売	1	1 2	0	0	0	1
通所リハビリテーション※	0	1 5	0	0	0	
短期入所生活介護	1	1 4	1	1	0	0
短期入所療養介護※	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	3 1	1	0	0	4
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	1	1 9	0	0	0	0
介護老人保健施設	0	1 9	0	0	0	1
計	2 7	4 0 7	1 6	5	1	3 6

※ 老健併設除く

(2) 介護保険事業者の指定状況

(令和3年4月1日現在)

施設の種類	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
訪問介護	2 0	1 7	1 2	1 8	1 4	8 1
訪問入浴介護	1	1	1	1	0	4
訪問看護	1 2	8	1 2	1 0	3	4 5
通所介護※1	2 4	2 2	2 2	2 0	1 2	1 0 0
福祉用具貸与	5	5	8	1	6	2 5
特定福祉用具販売	5	5	7	0	6	2 3
訪問リハビリテーション※2	0	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション (みなし指定) ※3	8	6	6	5	4	2 9
短期入所生活介護	7	5	3	4	2	2 1
短期入所療養介護※3	1	0	0	1	0	2
特定施設入居者生活介護	4	4	3	4	4	1 9
介護療養型医療施設	1	1	2	0	0	4
介護医療院	0	0	0	1	0	1
介護老人福祉施設	4	2	2	5	1	1 4
介護老人保健施設	3	1	2	1	1	8
計	9 5	7 7	8 0	7 1	5 3	3 7 6

※1 地域密着型除く

※2 みなし指定除く

※3 老健併設除く

3 指定障害福祉サービス事業者等の指定等

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定等の事務を行っている。

指定障害福祉サービス事業者数の指定状況

(令和3年4月1日現在)

サービスの種類		筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
居宅訪問系	居宅介護	13	17	7	10	8	55
	行動援護	2	0	3	1	0	6
	重度訪問介護	10	12	7	8	6	43
	同行援護	6	3	2	4	2	17
日中活動系	生活介護	8	5	6	4	3	26
	自立訓練(生活訓練)	1	3	0	0	0	4
	就労移行支援(一般型)	1	5	7	0	1	14
	就労継続支援(A型)	4	5	6	3	3	21
	就労継続支援(B型)	12	8	12	4	6	42
	就労定着支援	0	1	1	0	1	3
	短期入所	3	2	2	3	2	12
	施設入所支援	1	0	2	2	0	5
居宅系	共同生活援助	5	4	5	9	1	24
計		66	65	60	48	33	272

4 児童福祉

(1) 保育所

児童の心身が健全に育成されるために、保育所及び届出保育施設に関し適正な保育が行われるよう支援している。

保育施設設置状況

(令和3年4月1日現在)

市町名	認可保育所数				届出保育施設数
	公立	公設民営	私立	計	
筑紫野市	4	0	9	13	26
春日市	1	3	8	12	29
大野城市	3	0	13	16	33
太宰府市	1	1	9	11	15
那珂川市	1	0	5	6	17
計	10	4	44	58	120

(2) 児童福祉週間

児童福祉週間（毎年5月5日～11日）に、児童福祉の理念の普及・啓発を図るために、商業施設で啓発チラシ等の配布などの啓発活動を行っている。

（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応のため実施していない）

5 高齢者福祉

(1) 管内各市への支援

管内各市への保健福祉計画推進のため、高齢者福祉施策を実施する関係機関との連絡調整や各市への支援を行っている。

(2) 高齢者福祉施設整備、各老人ホーム等の入所状況報告

(3) 軽費老人ホーム等の事務費補助金

軽費老人ホーム、ケアハウスの事務費補助金の交付申請等の審査、進達を行っている。

老人福祉（保健）等施設の設置状況

（令和３年４月１日現在）

施設の種類	筑紫野市		春日市		大野城市		太宰府市		那珂川市	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
介護老人福祉施設※	6	329	2	180	3	290	6	339	2	70
介護老人保健施設	3	220	1	80	2	200	1	80	1	80
介護医療院	0	—	0	—	0	—	1	224	0	—
軽費老人ホーム(旧A型)	1	50	0	—	0	—	1	50	1	50
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1	50	1	30	0	—	2	80	0	—
養護老人ホーム	0	—	0	—	0	—	1	150	0	—
盲養護老人ホーム	1	80	0	—	0	—	0	—	0	—

※ 地域密着型含む

（４）老人の日・老人週間

老人の日（９月１５日）・老人週間（毎年９月１５日～２１日）に、管内の新１００歳の高齢者に対し、「祝状・記念品」の贈呈を行っている。

（５）福岡県ねりんスポーツ・文化祭に関すること

福岡県ねりんスポーツ・文化祭の市町村大会において、管内の情報を取りまとめている。

６ 障がい者福祉

管内各市において在宅及び施設における総合的な福祉サービスが提供されており、当所においては、各市に対する広域調整、情報提供等や腎臓疾患患者福祉給付金等の事務を行っている。

（１）福岡県腎疾患患者福祉給付金の支給事務

身体障害者手帳所持者で、就労等のために夜間に人工透析を１か月間に５回以上受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成している。

令和２年度 腎疾患患者福祉給付金の支給状況

（単位：人）

	筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	那珂川市	計
前期分（４/１～９/３０）	５	２	３	４	１	１５
後期分（１０/１～３/３１）	５	２	３	４	１	１５

※ 月額：２,０００円、延支給月数：前期８０月、後期８９月

（２）障害者自立支援給付事務等市指導の実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２条第２項及び地方自治法２４５条の４の規定に基づき、管内各市に対して自立支援給付事務等に関する指導を行っている。

（３）障がい者施設の製品の展示・販売の支援

毎月第１～第４木曜日及び障害者週間（毎年１２月３日から１２月９日）に、筑紫総合庁舎１階エントランスホールにおいて、障がい者施設による授産製品「まごころ製品」の展示・販売を行っている。

(4) ふくおか・まごころ駐車場

車の乗り降りや移動に配慮が必要な障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などが、公共施設、店舗等の障害者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度である。

利用対象者の方には、県内に共通する「ふくおか・まごころ駐車場」利用証を発行し、「ふくおか・まごころ駐車場」を利用できる方を明確にすることにより、「ふくおか・まごころ駐車場」への利用対象外駐車を防止し、その適正利用を図っている。

令和 2 年度 ふくおか・まごころ駐車場利用証交付実績 (単位：人)

障がい 等 市町名	身体 (車いす 自ら運転)	身体 (左記以 外)	知的・精神 高齢・難病	妊産婦・ けが人等	合 計
筑紫野市	2	107	50	60	219
春日市	2	111	28	63	204
大野城市	1	115	24	52	192
太宰府市	0	80	28	41	149
那珂川市	0	4	4	2	10
管轄外	0	3	1	3	7
計	5	420	135	221	781

7 社会福祉法人

社会福祉法人からの現況報告、新規・変更申請に関する事務や社会福祉法人からの申請に応じて、登録免許税及び不動産取得税の非課税措置のための社会福祉事業の用に供する不動産であることの「証明書」の交付に関する事務を行っている。

令和元年度 各種証明書の交付状況 (単位：件)

登録免許税非課税措置のための不動産使用証明	6
不動産取得税非課税措置のための不動産使用証明	7

検査課

1 試験検査の概要

当事務所検査課では、感染症（三類感染症）における細菌学的検査、特定感染症における血清学的検査、食品収去及び食品苦情における食品検査、河川水・海水浴場・事業場排水における水質検査等の検査を実施している。

当課の検査担当エリアは、筑紫、粕屋、糸島、宗像・遠賀保健福祉（環境）事務所管内である。

また、令和3年1月より新型コロナウイルス抗原定量検査を開始している。

2 感染症及び特定感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症発生時におけるまん延防止を目的とした細菌学的検査（赤痢、チフス、腸管出血性大腸菌）、特定感染症相談窓口開設における血清学的検査（H I V、梅毒）を実施している。

当所のH I V検査は迅速法で実施し、相談者の利便性等に配慮している。

クラミジア検査（※）については、平成16年3月より相談業務が開始され、担当エリアの4保健福祉（環境）事務所の検体を当課で集約し、保健環境研究所に搬入している。

また、1月より開始した新型コロナウイルス抗原定量検査は3月末までに4, 120検体を検査し陽性数155検体（陽性率3.8%）であった。

感染症等検査件数

検査項目		令和元年度	令和2年度
細菌学的検査	赤 痢	0	0
	チフス	0	0
	腸管出血性大腸菌 (O157等)	184	281
血清学的検査	H I V検査	716 (501)	83 (62)
	梅毒血清検査	692	78
	クラミジア検査（※）	484	55
	新型コロナウイルス 抗原定量検査	0	4, 120

（注）H I V検査（ ）は、迅速検査の内数を計上。

3 食品検査

食品の安全性の確保のため、福岡県食品衛生監視指導計画により食品収去検査を実施し、食品の規格基準や福岡県食品衛生成分規格指導基準に適合しているかを検査する。

令和２年度の筑紫、粕屋、糸島、宗像・遠賀保健福祉（環境）事務所管内における食品収去検査等の状況は、細菌検査４８３検体 １，２８５件、理化学検査１６７検体 １，９５７件である。そのうち、食品衛生法違反が１検体、食品表示法違反が５検体、福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合が１５検体であった。

食品収去検査件数

	令和元年度			令和２年度		
	検体数	違反検体数	不適合検体数	検体数	違反検体数	不適合検体数
総検体数	947	8	34	500	5	15
細菌検査実検体数	904	0	34	483	0	15
化学検査実検体数	320	8	0	167	5	0
検査項目	検査件数	違反件数	不適合件数	検査件数	違反件数	不適合件数
細菌検査						
一般細菌数	893	0	24	473	0	8
大腸菌群	658	0	15	382	0	6
腸炎ビブリオ	138	0	0	49	0	0
黄色ブドウ球菌	559	0	0	283	0	0
サルモネラ属菌	159	0	0	27	0	0
大腸菌	142	0	0	59	0	1
リステリア菌	6	0	0	0	0	0
乳酸菌数	8	0	0	8	0	0
カンピロバクター	14	0	0	0	0	0
クロストリジウム	8	0	0	4	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
細菌検査計	2,585	0	39	1,285	0	15
化学検査						
防ばい剤	0	0		0	0	
酸化防止剤	8	0		0	0	
甘味料	218	7		117	4	
発色剤	64	1		38	0	
品質保持剤	23	0		0	0	
保存料	835	1		487	1	
漂白剤	8	0		0	0	
殺菌料	0	0		0	0	
着色料	2,868	4		1,272	4	
乳・乳製品	20	0		20	0	
pH	26	0		23	0	
塩分濃度	0	0		0	0	
重金属	0	0		0	0	
その他	0	0		0	0	
化学検査計	4,070	13		1,957	9	
合 計	6,655	13	39	3,242	9	15

違反：食品衛生法違反および食品表示法違反。

不適合：福岡県食品衛生成分規格指導基準不適合。

不適合検体数と不適合件数の不一致は、同一食品より複数の不適合があるため。

4 環境検査

水質汚濁の防止を目的に、環境の保全の確保のため、水質検査を実施している。

(1) 特定事業場等排水検査

水質汚濁防止法に基づき、筑紫、宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内の特定事業場等の排水水について、排水基準に適合しているか検査を実施している。

(2) 公共用水域（河川水）検査

水質汚濁に係る環境基準に適合しているか、筑紫（筑前海流入河川 6 地点、博多湾流入河川 4 地点、筑後川 2 地点）、宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内（筑前海流入河川 11 地点、博多湾流入河川 4 地点）の河川、計 27 地点の水質検査を実施している。

(3) 水浴場（海水浴場）検査

水浴に供される公共用水域の水質等の現状を把握するとともに、その結果を公表して国民の利用に資することを目的に検査を実施している。

筑紫（深江、芥屋）、宗像・遠賀（新宮、福岡、宮地浜、津屋崎、白石浜、神湊、鐘崎、波津、芦屋）保健福祉環境事務所管内の海水浴場 11ヶ所について、開設前調査及び開設中調査の水質検査を実施している。

水質検査件数

		令和元年度			令和2年度		
		筑紫	宗像 遠賀	合計	筑紫	宗像 遠賀	合計
事業場排水	p H （水素イオン濃度）	24	61	85	24	54	78
	B O D （生物化学的酸素消費量）	24	61	85	24	52	76
	C O D （化学的酸素消費量）	12	1	13	11	2	13
	S S （懸濁物質）	24	61	85	24	54	78
	T－N （全窒素）	23	12	35	21	16	37
	T－P （全りん）	22	12	34	20	13	33
	大腸菌群数	0	12	12	0	7	7
公共用水域	p H （水素イオン濃度）	104	164	268	104	164	268
	B O D （生物化学的酸素消費量）	104	164	268	104	164	268
	C O D （化学的酸素消費量）	104	164	268	104	164	268
	S S （懸濁物質）	104	164	268	104	164	268
	T－N （全窒素）	24	30	54	24	30	54
	T－P （全りん）	24	30	54	24	30	54
	E C （電気伝導率）	104	164	268	104	164	268
	大腸菌群数	12	15	27	12	15	27
水浴場	p H （水素イオン濃度）	36	162	198	36	150	186
	C O D （化学的酸素消費量）	36	162	198	36	150	186
	ふん便性大腸菌群数	36	162	198	36	150	186

地域環境課

1 自然公園

当管内は豊かな自然環境に恵まれており、自然公園法に基づき「玄海国定公園」、福岡県立自然公園条例に基づき「太宰府県立自然公園」及び「脊振雷山県立自然公園」が指定されており、特別地域等における工作物の新築をはじめとした各種行為について、許可や届出の審査及び指導等を行っている。

管内の自然公園（令和２年度末現在）

自然公園名	面積 (ha)	保護規制区分面積(ha)			
		特別保護 地 区	特別地域	普通地域	
玄 海 国定公園	5,870		5,785	85	昭和31年6月1日
太 宰 府 県立自然公	16,568	—	1,656	14,912	昭和25年5月13日
脊 振 雷 山 県立自然公	8,171	—	1,301	6,870	昭和40年9月14日

許可・届出件数（令和２年度）

自然公園名	許可件数	届出件数
玄海国定公園	20	0
太宰府県立自然公園	0	0
脊振雷山県立自然公園	1	2
計	21	2

2 温泉

当管内は温泉資源に恵まれており、特に二日市温泉（筑紫野市）は万葉集にも歌われた歴史ある温泉として知られており、温泉の保護や利用の適正を図るため、土地の掘削、動力装置の設置、温泉の採取等の申請に基づく許可や届出の受付及び指導等を行っている。

（１）管内の温泉施設数（令和２年度末現在）

市町名	温泉 地名	源泉総数 (A+B)	源泉の利用状況		主たる泉質名
			(A) 利用数	(B) 未利用数	
筑紫野市	二日市	37	13	24	アルカリ性単純泉
春日市	—	0	0	0	—
大野城市	—	2	2	0	中性冷鉱泉
太宰府市	—	1	0	1	アルカリ性単純泉
糸島市	—	10	9	1	単純弱放射能冷鉱泉
那珂川市	—	6	6	0	アルカリ性単純泉
計		56	30	26	

(2) 許可申請の状況 (令和2年度)

温泉掘削	増掘	動力装置	温泉利用	
			浴用	飲用
0	0	0	1	0

3 浄化槽整備

浄化槽は、し尿及び雑排水を浄化するものであるが、法によりその設置や保守点検等に関する規定が設けられ、公共用水域等の水質の保全を確保することによって、生活環境の保全等を図ることとなっている。

このため、浄化槽の設置についての届出の審査及び受理、指導等を行っている。

筑紫地区においては下水道が普及していることもあり、当管内の浄化槽設置の大部分は糸島地区のものである。

浄化槽設置状況

市 名	種別	令和元年度末	令和2年度末
筑 紫 野 市	合併	3 9 1	3 8 7
	単独	1, 2 6 7	1, 2 6 2
春 日 市	合併	6 1	6 1
	単独	1 0 1	9 9
大 野 城 市	合併	5 3	5 3
	単独	1 1 1	1 1 1
太 宰 府 市	合併	6 6 2	6 6 2
	単独	2 3 2	2 3 1
糸 島 市	合併	7, 1 0 7	7, 2 9 6
	単独	4 1 4	4 0 9
那 珂 川 市	合併	2 3 5	2 3 5
	単独	4 4 1	4 4 1
合 併 計		8, 5 0 9	8, 6 9 4
単 独 計		2, 5 6 6	2, 5 5 3
総 計		1 1, 0 7 5	1 1, 2 4 7

4 鳥獣保護

(1) 本県の鳥獣保護管理事業計画に基づき傷病野生鳥獣の保護、愛鳥週間の行事として愛鳥週間ポスターの原画募集を行った。

ア 傷病野生鳥獣の保護（令和2年度）

野生鳥獣に関する通報（死亡野鳥等を含む。）は277件で、保護のため現地調査を行ったのは2件であった。

イ 愛鳥週間行事

管内の中学校4校から11作品の応募があった。

(2) 福岡県高病原性鳥インフルエンザ（野鳥関係）対応技術マニュアルに基づき死亡野鳥等調査を実施した。

ア 死亡野鳥等調査

通報から検査基準に該当する可能性があった30件について現地調査を行い、10件を家畜保健衛生所に搬入した。うち4件について簡易検査を実施したところ全て陰性であったが、遺伝子検査の結果、2件が陽性となり、野鳥監視重点区域が指定された。

イ 野鳥監視重点区域指定

1件目 令和3年3月9日指定（確定検査陰性により3月15日解除）

2件目 令和3年3月23日指定（確定検査陰性により3月29日解除）

5 啓発事業

地域における地球温暖化の防止、資源・エネルギーの循環活用、生物多様性の保全・再生等の施策や環境教育を推進するため、地域特性に応じた効果的な施策を検討し様々な課題の解決を図るとともに、地域の活動の担い手を育成することを目的として、筑紫・糸島地区地域環境協議会を設置し事業を行っている。

令和2年度は、小学校1校を対象に「水辺教室」（家庭排水が河川に及ぼす影響等について学習することにより、生物多様性を保全するために一人ひとりにできることを考えるプログラム）を実施した。

また、地球温暖化対策事業として、小学生等を対象とした「ふくおかエコチェックシート」により家庭でできる省エネ・節電の取組みを推進した。

また、春日市環境フェアにおいて、自然共生に関するパネルの展示を行うことで環境保全の取組を推進した。

事業名	実施時期	開催場所	対象者
水辺教室	令和2年7月	太宰府市立水城小学校	管内小学校10校1団体 993人
ふくおかエコ チェックシート	夏休みの課題として実施		管内小学校11校 1,031人

環境指導課

1 大気汚染

大気の汚染状況については、太宰府市内（保健環境研究所）及び糸島市内（糸島総合庁舎）の大気汚染常時監視測定局において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）等の項目の常時測定を実施している。

光化学オキシダントは、福岡県内の全測定局で環境基準を達成していない状況にある。なお、光化学オキシダントについては、福岡県において「光化学オキシダントに係る緊急時対策基本要綱」を定め、注意報の発令時等における体制を整備している。

また、管内の太宰府市（保健環境研究所）及び糸島市（糸島総合庁舎）に固定型の放射線測定器（モニタリングポスト）を設置し、環境放射線の水準調査を実施している。加えて、平成25年3月には、九州電力(株)玄海原子力発電所から30キロ圏内（UPZ＝緊急時防護措置準備区域）の糸島市内2カ所（二丈局：福吉小学校、志摩局：引津小学校）に測定局を設置し、空間放射線量率の測定等を実施している。

大気汚染常時監視測定局での測定

調査地点	測定項目	環境基準の適合状況（○：適合 ×：不適合）		
		平成29年度	平成30年度	令和元年度
太宰府測定局 (太宰府市向佐野)	二酸化硫黄	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×
	微小粒子状物質	×	×	○
糸島測定局 (糸島市浦志)	二酸化硫黄	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○
	浮遊粒子状物質	○	○	○
	光化学オキシダント	×	×	×
	微小粒子状物質	○	○	○

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

2 水質汚濁

公共用水域における水質の汚濁状況を監視するため、7河川7定点（環境基準点）において毎月1回、5河川5定点（補助点）において年4回の水質調査を実施している。

また、地下水における水質の汚濁状況を監視するため、県域を10kmメッシュに区画（区画ごとに毎年度1地点を選定）し、水質調査（年1回）を実施している。

なお、環境中のダイオキシン類濃度については、河川、地下水及び土壌で調査を実施している。

(1) 河川（環境基準点）の水質測定（BOD）

河川名	地点名	類型	環境基準値 (mg/ℓ)	BOD75%値 (mg/ℓ)		
				平成29年度	平成30年度	令和元年度
宝満川	岩本橋	A	2.0	1.4	1.1	1.7
				○	○	○
桜井川	汐井橋	A	2.0	2.3	1.9	2.0
				×	○	○
一貴山川	深江橋	A	2.0	2.1	1.6	2.2
				×	○	×
加茂川	佐波橋	A	2.0	1.4	1.1	1.4
				○	○	○
福吉川	福吉橋	A	2.0	2.0	1.8	2.8
				○	○	×
雷山川	加布羅橋	A	2.0	3.4	3.7	4.1
				×	×	×
長野川	赤坂橋	A	2.0	2.7	1.8	1.8
				×	○	○

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

(2) 地下水の水質測定（概況調査）

市町村名	測定地点数（注）			備考
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
筑紫野市		1 (○)	1 (○)	測定項目は 有害物質項目等
春日市			1 (○)	
大野城市	1 (○)			
糸島市	5 (○)	3 (○)	3 (○) 1 (×)	
那珂川市		2 (○)	1 (○)	
太宰府市		1 (○)		

(注) ○は環境基準適合、×は環境基準不適合を示す。

(3) ダイオキシン類環境調査（令和元年度）

調査区分		調査地点	環境基準値	測定結果
河川	水質	桜井川（汐井橋）	1 pg-TEQ/L	0.11 pg-TEQ/L
	底質	桜井川（汐井橋）	150 pg-TEQ/g	0.25 pg-TEQ/g

3 公害

当所管内は、福岡市の南部及び西部に隣接したベッドタウンであり、環境の質的向上を求める住民の声は大きく、廃棄物（野焼き・不法投棄等）や水質汚濁、大気汚染に関する苦情が多く寄せられている。

公害関係法令の対象となる施設や工場・事業場については、届出の審査及び監視指導を行っている。

アスベストについては、建築物の解体現場等からアスベスト粉じんが飛散しないよう、大気汚染防止法に基づく事前届出（特定粉じん排出等作業）の審査及び作業状況の監視指導を行っている。

ダイオキシン類については、特定施設の設置者に対し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設の設置者に対し排出基準の遵守及び自主測定の実施を指導するとともに、監視指導を行っている。

（1）公害関係事業場数（令和2年度末時点）

市 名			筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	糸島市	那珂川市	計
法・条例									
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	事業場数	35	20	30	28	28	7	148
	一般粉じん発生施設	事業場数	7	0	5	2	9	3	26
	水銀排出施設	事業場数	1	1	0	0	2	0	4
	揮発性有機化合物排出施設	事業場数	1	0	0	0	0	1	2
公害防止条例		事業場数	6	3	2	7	3	2	23
水質汚濁防止法		事業場数	41	10	22	17	55	12	157
ダイオキシン類対策特別措置法	大気特定施設	事業場数	4	2	1	1	2	2	12
	水質特定施設	事業場数	1	1	0	0	0	0	2
土壌汚染対策法	調査猶予事業所数(3条)		2	3	1	0	2	2	10

（2）公害関係事業場への立入検査・指導等（令和2年度）

区分 法・条例	立入検査	検体採取 (行政検査)	報告書徴収 (検査結果等)	文書指導	行政処分 (改善命令等)
大気汚染防止法 公害防止条例	41	1	0	0	0
水質汚濁防止法	88	23	0	1	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	58	0	0	1	0

(3) 公害関係施設の届出件数（令和2年度）

法・条例		届出の区分	新規設置届 (施設数)	廃止届 (施設数)
大気汚染防止法	ばい煙発生施設		8	2
	水銀排出施設		0	1
	一般粉じん発生施設		3	0
	特定粉じん発生施設		0	0
	揮発性有機化合物排出施設		0	0
公害防止条例			0	0
水質汚濁防止法			7	29
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設		0	1
	水質特定施設		0	0

法・条例		件計
大気汚染防止法	特定粉じん排出等作業届	23
土壌汚染対策法	形質変更届(4条)	54
	調査命令(5条)	0

(4) 公害等苦情処理件数（令和2年度）

市 名			筑紫野市	春日市	大野城市	太宰府市	糸島市	那珂川市	計
区 分									
受理 件数	新規 受理 件数	大気汚染	0	0	0	1	1	3	5
		水質汚濁	0	0	1	1	2	2	6
		土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
		騒音	1	0	0	0	0	0	1
		振動	0	0	0	0	0	0	0
		地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
		悪臭	0	0	1	0	0	1	2
		廃棄物(注)	5	0	2	1	2	6	16
		その他	0	0	1	0	1	0	2
		小計	6	0	5	3	6	12	32
	前年度からの繰越		0	0	0	0	0	0	0
	合計		6	0	5	3	6	12	32
処理 件数	解決		4	0	5	3	6	11	29
	翌年度へ繰越		0	0	0	0	0	1	1
	他機関へ移送		2	0	0	0	0	0	2
	合計		6	0	5	3	6	12	32

(注) 廃棄物の不適正処理（不法投棄、野焼き、野積み等）に関する件数

4 廃棄物

主に人の日常生活に伴って発生する一般廃棄物（ごみやし尿等）は、市町村の清掃事業により計画的に収集処理されており、当所では一般廃棄物処理施設の設置許可・届出受理に係る事務等を行っている。

一方、福岡県廃棄物処理計画（令和3年3月策定）によれば、事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、一般廃棄物の約8.5倍の量となる約15,140千t（平成30年度）が排出されているとされており、排出事業者や産業廃棄物処理業者等によって処理されているところである。

当所では、これらの排出事業場や産業廃棄物処理業者に対して立入検査や巡回監視を実施し産業廃棄物の適正処理について指導するとともに、廃棄物の野積みや野外焼却などの不適正処理事例に対する指導を強化している。

また、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）により、使用済自動車（廃車）の解体や破砕等の処理を行う事業者が都道府県知事の登録・許可制となったため、当所ではこれらの事務や事業者に対する指導を行っている。

さらに、管内6市、警察及び県関係機関等を構成員とする筑紫・糸島地区廃棄物不法処理防止連絡協議会において、廃棄物に関する情報交換を行うとともに、連携して不適正処理防止にあたっている。

（1）産業廃棄物処理業の許可状況

年 度 区 分		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
産 業 廃 棄 物 処 理 業	収集運搬	1,051	1,107	1,146
	中間処理	53	52	52
	最終処分	3	2	2
特別管理産業廃棄物処理業	収集運搬	127	136	138
	中間処理	0	0	0
	最終処分	0	0	0

（2）自動車リサイクル法に基づく業者の登録・許可状況

年 度 区 分	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
引 取 業 者 （ 登 録 ）	100	101	103
フロン類回収業者（登録）	35	33	34
解 体 業 者 （ 許 可 ）	13	11	11
破 砕 業 者 （ 許 可 ）	1	1	1

（3）産業廃棄物関係事業場の立入検査・指導件数（令和2年度）

事業場等の区分	立入検査	検体採取	指 導 状 況		
			口 頭	指導票	公文書
排 出 事 業 場	174	3	81	11	4
産業廃棄物処理業者	425	2	212	24	6
そ の 他 の 業 者	229	16	64	17	6
計	828	21	357	52	16

(4) 産業廃棄物処理業者に対する指導等

産業廃棄物の適正処理に必要な知識の習得促進を目的として、産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を毎年度開催している。(新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和2年度は開催を見合わせ)

また、産業廃棄物の運搬状況等を確認するため、警察署の協力を得て、産業廃棄物収集運搬車両を対象としたマニフェスト検問を実施している。

令和 3 年度 業務年報 福岡県筑紫保健福祉環境事務所

発行 令和 3 年 1 月

編集 福岡県筑紫保健福祉環境事務所

〒816-0943 福岡県大野城市白木原 3 丁目 5 番 2 5

(筑紫総合庁舎 2 階)

T E L : 092-513-5581 F A X : 092-513-5598

福岡県行政資料	
分類番号 G A	所属コード 4403100
登録年度 (令和) 0 3	登録番号 0002